

韓国の教育に関する法体系 (教育基本法を中心に)

一般財団法人 自治体国際化協会ソウル事務所

目次

はじめに

概要

第1章 教育法

- 第1節 教育法の制定…………… (1)
- 第2節 教育法の内容…………… (1)
- 第3節 教育法体系改編の必要性…………… (2)

第2章 教育基本法

- 第1節 法制定までの流れ…………… (4)
- 第2節 特徴…………… (5)
- 第3節 制定の意義…………… (6)
- 第4節 教育基本法の改正…………… (6)
- 第5節 改正内容の評価…………… (10)
- 第6節 日本と韓国の改正教育基本法の条文比較…………… (10)

第3章 教育関係法

- 第1節 憲法との関係…………… (11)
 - 1 憲法の教育条項…………… (11)
 - 2 教育条項の変遷過程…………… (11)
- 第2節 個別教育法制との関係…………… (13)
 - 1 教育関係法…………… (13)
 - 2 教育関係法の分類及び関係…………… (13)
 - 3 法体系的地位…………… (13)
 - 4 教育基本法の規定内容と関連法令…………… (14)
 - 5 下位法令体系…………… (17)

第4章 教育基本法の条文及び関連個別法規と統計・報道資料

- 第1節 総則
 - 第1条(目的)…………… (17)
 - 第2条(教育理念)…………… (17)
 - 第3条(学習権)…………… (18)
 - 第4条(教育の機会均等)…………… (18)
 - 第5条(教育の自主性等)…………… (20)

第6条(教育の中立性)……………	(21)
第7条(教育制定)……………	(21)
第8条(義務教育)……………	(23)
第9条(学校教育)……………	(24)
第10条(社会教育)……………	(28)
第11条(学校等の設立)……………	(28)
第2節 教育当事者	
1 第12条(学習者)……………	(28)
2 第13条(保護者)……………	(29)
3 第14条(教員)……………	(29)
4 第15条(教員団体)……………	(33)
5 第16条(学校等の設立者・経営者)……………	(33)
6 第17条(国家及び地方自治体)……………	(34)
第3節 教育の振興	
1 第17条の2(男女平等教育の増進)……………	(35)
2 第17条の3(学習倫理の確立)……………	(36)
3 第17条の4(健全な性意識涵養)……………	(36)
4 第18条(特殊教育)……………	(36)
5 第19条(英才教育)……………	(37)
6 第20条(幼児教育)……………	(38)
7 第21条(職場教育)……………	(40)
8 第21条(科学・技術教育)……………	(40)
9 第22条の2(学校体育)……………	(40)
10 第23条(教育の情報化)……………	(40)
11 第23条の2(学校及び教育行政機関業務の電子化)……………	(43)
12 第23条の3(学生情報の保護原則)……………	(45)
13 第24条(学術分科の振興)……………	(45)
14 第25条(私立学校の育成)……………	(46)
15 第26条(評価認証制度)……………	(49)
16 第26条の2(教育関連の情報の公開)……………	(49)
17 第27条(保険及び福祉の増進)……………	(50)
18 第28条(奨学制度等)……………	(52)
19 第29条(交際教室)……………	(52)
おわりに……………	(53)
参考文献及びホームページ等……………	(54)

表目次

【表2-1】基本教育関係法になかった「教育基本法」の新設条項	(5)
【表2-2】「教育基本法」の改定内容及び理由	(7)
【表2-3】日韓の「教育基本法」条文比較	(10)
【表3-1】憲法上、教育を受ける権利に関する条項の変遷	(12)
【表3-2】「教育基本法」の体系的地位	(14)
【表3-3】「教育基本法」の基本体系及び関連法令	(15)
【表4-1】学校級別私教育参加率(2007～2013)	(19)
【表4-2】所得水準別1人当たり月平均私教育費(2010～2013)	(19)
【表4-3】地域規模別学生1人当たり月平均私教育費(2009～2013)	(20)
【表4-4】学校概況(2011～2013)	(25)
【表4-5】学級当たり、教員1人当たり学生数(2010～2013)	(26)
【表4-6】就学率及び進学率(2011～2013)	(27)
【表4-7】学校及び教員数	(29)
【表4-8】校長・教頭の資格基準	(30)
【表4-9】教師の資格基準	(31)
【表4-10】社会教育・生涯教育機関現況	(34)
【表4-11】年度別一般学校の特修学級及び学生現況	(36)
【表4-12】幼稚園・保育園(保育施設)現況比較	(39)
【表4-13】e-learning活用度現況・会員数	(42)
【表4-14】教育行政情報システム(NEIS)の業務領域	(44)
【表4-15】設立別学校数	(48)
【表4-16】設立別学生数	(48)
【表4-17】学校給食実施現況	(51)
【表4-18】2013年度学校給食経費	(51)

図目次

【図4-1】 2014年度教育府予算案	(23)
【図4-2】 幼稚園初・中・高学生数推移	(25)
【図4-3】 学級当たり学生数推移	(26)
【図4-4】 教員1人当たり学生数推移	(27)
【図4-5】 年度別特修学級数推移	(37)
【図4-6】 年度別 eラーニング活用度現況・会員数推移	(42)

概要

日本と韓国は第2次世界大戦後、アメリカの民主主義教育理念、教育制度など様々な領域で同じような影響を受けた。また、日韓両国は同じアジア圏という地域的近接を持ち歴史的な関係が深いことから文化的、社会的背景の類似点も多い。特に、韓国は日本を通して大陸法を継承した場合が多く、日本の教育法制は韓国の「教育法」制定過程においても参考になったと言われている。

このような関係を持つ日韓両国の教育法制が運用されて50年がたった現在、両国の教育法制は程度の差はあるものの相当な改正が行われてきた。日本では政府が推進中の教育改革の法的根拠を用意するため2006年にほぼ60年ぶりとなる「教育基本法」改正があり、韓国はその前の1997年、48年間に渡って韓国教育制度の根幹を形成し、全ての教育活動における根本規範と教育に関する統合法としての役割を果たしてきた「教育法」が廃止され、急変する世界秩序及び新たな教育環境に応じるため「教育基本法」が新しく制定・公布された。

日本と似ていながらも違う韓国の教育に関する法体系、特に「教育基本法」を中心に関係法令と最近の教育統計及び教育関係法を巡った社会的論争などを紹介する事は韓国の教育の現在を理解する事に大いに役立つと思われる。

本稿の構成と作成において「教育法」「教育基本法」「教育関係法」は、その専門性と深く幅広い内容を紹介するために韓国の政府機関である法制処・韓国法制研究所の2011年政策用役研究報告書である「教育基本法解説」を参考にし、「教育基本法」の条文に関する報道、統計資料及びニュースは2014年の教育部、統計庁及びマスメディアの報道等を参考とした。

第1章 教育法

第1章では、1949年に制定公布された「教育法」を中心に報告する。

第2章 教育基本法

第2章では、1997年に「教育法」が廃止され、新たに「教育基本法」が制定公布された趣旨、意義、特徴、内容のほか制定後17年間に13回行われた改定内容などについて紹介する。

第3章 教育関係法

第3章では「教育基本法」と憲法及び下位法の関係、分類、法令体系について幅広く紹介する。

第4章 教育基本法の条文及び関連個別法規と統計・報道資料

第4章では「教育基本法」の条文紹介と個別法規、その内容と関係する言論報道と教育統計及び関係部処の報道資料などを紹介することにより韓国教育全般について報告する。

第1章 教育法

第1節 教育法の制定

韓国で1948年に制定された制憲憲法は全ての国民に対し均等に教育を受ける権利を保障しており、少なくとも初等教育は無償の義務教育とし、教育制度を法律に委ねた(憲法 § 16)。この制憲憲法の規定は数回の改定過程を踏み、現行憲法では教育を受ける権利を教育に関する憲法上の最も重要な基本権の一つとして認識し、これを根拠として教育の自主性、専門性、政治的独立性の保障等を規定しており、国民の教育を受ける権利の実現を重要な国家的目標としていると同時に、その具体的内容を法律に委ねている(憲法 § 31)。このような憲法の教育に関する事項を具体化させるための法律として1949年12月31日に制定・公布された「教育法」(法律第86号)は、韓国の教育制度の根幹を形成し、全ての教育活動において根本規範としての役割を果たした。

第2節 教育法の内容

1949年に制定された韓国の「教育法」は総則(第1章)、教育区と教育委員会(第2章)、教育税と補助金(第3章)、教員(第4章)、教育機関(第5章)、授業(第6章)、学科と教科(第7章)、教科用図書(第8章)、奨学と奨学金(第9章)、罰則(第10章)、付則で構成されていた。

総則(第1章)では、弘益人間¹の教育とこれを達成するための教育方針、教育の政治目的利用禁止、国公立学校での宗教教育禁止、6年間の初等教育を受ける権利と受けさせる権利、教員の身分保障、教育の自主性確保などを規定していた。

教育地区と教育委員会(第2章)では、地方教育自治制度に関することとして、郡を単位とする教育区と旧教育委員会及び教育監、特別市と一般市の教育自治、道単位及び中央レベルでの教育制度等について規定していた。

教育税と補助金(第3章)では、教育財政に関することとして、小学校とそれに準ずる学校の維持・運営のための教育税、特別賦課金、教育補助などについて規定していた。

教員(第4章)では、教員の種類、欠格事由、団結等を規定しており、特に教員の種類として国民学校、中学校、高等学校、師範学校、技術学校、高等技術学校、公民学校、高等公民学校及び特殊学校には校長、校監²及び教師を置き、師範大学及び大学(校)には、学長(総長、副総長)、教授、副教授、助教授、講師及び助教を置き、幼稚園には園長、園監及び教師を置くようにした。

教育機関(第5章)では、各レベルの学校に関して規定しており、学校の種類として、初等学校³、中学校、高等学校、大学、師範学校、師範大学、技術学校、高等技術学校、公民

¹ 広く人間界をささえるという国で、国の建神である檀君の建国念

² 日本の学校の教頭に当たる

³ 日本の小学校に当たる。1946年から使用した国民学校の名称を1996年3月1日から初等学校の名称に変更

学校、高等公民学校、特殊学校、幼稚園、各種学校としていた。

授業（第6章）では、学年度と授業時間について規定していたが、各学校の学年は4月1日に開始し次の年の3月31日に終わることとし、授業は週間で行うことを原則とするが、中学校、高等学校、大学、師範学校と師範大学は夜間授業又は季節授業をすることができ、技術学校、高等技術学校、公民学校と高等公民学校は夜間授業、季節授業又は時間授業をすることができるようにしていた。

学校と教科（第7章）では、教科の構成について規定しているが、中学校は全教科の15%以上、人文系高等学校は全教科の10%以上を実業科目とし、中学校または高等学校のうちすべての教科の30%以上を実業科目とする学校は実業中学校または実業高等学校の名称を付けることができるようにしていた。

教科用図書（第8章）では、国定または検認定教科書と関連して、師範大学と大学を除いた各学校の教科用図書は文教部⁴が著作権を持っているが、検定または認定したものに限り使用できるようにしていた。

奨学と奨学金（第9章）では、国家の奨学義務、奨学の対象分野等に関して、国と地方公共団体(教育区を含む)は、才能がある者であって経済的理由で義務教育以上の教育を受けることが困難な者に対し、奨学金、その他適当な方法でそれを補助をするようにし、国家から学費や研究費の全部または一部を受け取って修学した者は、一定期間国家が指定するところにより服務する義務を規定していた。

罰則（第10章）では、教育と関連して刑事処罰の対象となる行為を規定しているが、教育関係法令に違反し、学校の閉鎖命令を受けていながらこれを履行しない者、国民学校就学義務の履行の督促を受けていながらこれを履行しない者、国民学校就学の学齢の児童を使用することにより義務教育を妨げた者、公民学校成人班の教育を受ける義務がある者でその義務履行の督促を受けてもなおこれを履行しない者については刑事処罰を行うようにしていた。

第3節 教育法体系改編の必要性

韓国で1949年に制定された「教育法」は長い間教育に関する統合法としての役割を果たしたが、1982年12月31日の「社会教育法」（法律第3648号）及び1991年3月8日の「地方教育自治に関する法律」（法律第4347号）の制定で関連条項が削除されたことで、統合法としての位相が変化した。

また、教育政策の変化など時代状況の変化による38回の部分改正により、法解釈において改正された部分と改正されていない部分との論理的矛盾ないし重複が発生し、法体系においても章・節を削除し章・条等とするなど法律の一貫性が欠如するとして法の欠陥が問題となった。そして各レベルの学校の特殊性を十分に反映できず、学習者中心及び生涯学習社会の到来などによる複雑で多様に展開されている教育需要者のニーズを充足することが困難となり、教育法の改編の必

⁴ 現在の教育部、日本の文部科学省に当たる

要性が強く提起された。

1990年代に入ると、学界、教育界をはじめ社会各界で「教育法」の全面改編についての要求が強く提起され、国会で各界の教育法改編に関する請願などによって、1995年度定期国会では教育法全面改正の必要性が強調された。

一方、当時の教育部でも1993年度から政策研究課題として教育法改編研究を推進しており、1995年5月31日に教育改革委員会⁵は学習者中心の開かれた教育・社会・生涯学習社会を教育改革の根幹として提示した。ここでも、教育に関する学習者、親、教員、設立経営者の権利義務を具体的に規定して、学校教育はもちろん社会教育及び職業教育などを積極的に支援するよう国家の義務を規定するなど、教育に関する憲法精神の積極的実現に向けた教育法体系改編の必要性が強調された。

以上のように1949年に制定・公布され韓国教育制度の根幹を形成していた「教育法」の体系再編及び「教育基本法」の立法的背景は、「社会教育法」及び「地方教育自治に関する法律」の制定で統合法としての教育法の位相が変化したものと理解でき、学習者及び生涯学習社会という新しい教育体系の樹立を意図した当時の韓国政府の教育改革推進と理解できる。

⁵ 1993年7月に設置された大統領諮問機関

第2章 教育基本法

第1節 法制定までの流れ

教育法体系の改編と関連して、教育部は1981年の政策課題として「教育関係法律整備の基本方向に関する研究」（「教育基本法」「学校教育法」「社会教育法」を教育に関する特別法の形で提案）を行った。1990年12月には教育部の学術研究助成費による「教育法制整備に関する研究」が、1991年7月には学術振興財団の支援で「教育法の基本原理と構造に関する法哲学的分析研究」が、1994年5月には教育部の学術研究助成費による大韓教育法学会の「教育法整備のための基礎研究」がそれぞれ報告された。このような研究結果を基にして、教育部は1994年7月に第1次整備試案、1995年4月に第2次整備試案を作成し提示した。

1993年7月に設置された教育改革委員会では、教育法及び教育関係法令の整備に関して継続的に議論し、1995年5月「新教育体系の樹立に向けた教育改革案(第2次大統領報告書)」を発表した。同年12月の教育関係法体系の整備案に関する公聴会を経て、1996年2月9日には「教育関係法試案(第3次大統領報告書)」で教育関係法令の体系改編に関する試案を提示した。

教育改革委員会の教育関係法の試案を渡された教育部は1996年3月から教育3法の立案作業を始め6月に教育部実務試案を作成、1996年7月10日には「教育基本法」の試案について9人の専門家を招待し審議委員会を開催した。1996年7月19日に教育部は「開かれた教育社会、生涯学習社会構築のための教育法改編方案」という主題で公聴会を開催した。1996年8月から10月にわたって立法予告や関係部処の意見を受け入れており、1997年3月から5月までは関係部処協議や教育規制緩和審議委員会の審議、中央教育審議会の審議、法制処の審査を経て教育基本法案を確定し、1997年6月10日の国务会議の議決を経て1997年6月24日に第184回国会に提出した。

政府が教育基本法案を提案したことにより国会では1997年6月26日に回付、第184回国会(臨時会)に上程され、7月14日に第184回国会の教育委員会で提案説明と検討報告、代替討論を経て小委員会に付託された。4回に渡った法案審査小委員会では法案の一部の内容について部分的に修正したが、それは「教育基本法」の趣旨に適合するように、学習権定義の明確化、学校教育の基本運営の関連用語の整理、国際教育と国際教育協力条項の統合、その他の不要な条文の削除などだった。この「教育基本法」案は7月18日に小委員会の審議結果報告と同時に教育委員会会議で議決された。その後、この教育基本法案は1997年11月18日に開会された第185回国会本会議で可決され、1997年12月13日に法律第5347号として公布され、1998年3月1日から施行された。

第2節 特徴

1997年制定当時の韓国の「教育基本法」は、総則(第1章)、教育当事者(第2章)、教育の振興等(第3章)という3つの章と29の条文及び付則で構成されていた。従来の「教育法」の内容の中で教育に関する基本的な事項を中心に再構成したものが、国民の権利義務と国家及び地方自治体の責任を規定していることが大きな特徴として挙げられる。

まず、教育において国民を権利義務の主体に設定して国家及び地方自治体を責任の主体に設定しているという点だ。また、学習者、保護者、教員、教員団体、学校などの設立・経営者、国家及び地方自治体を教育当事者と規定して、憲法上、国民の教育を受ける権利を実現するにあたり、それぞれの役割を分担する権利義務の責任の関係を設定したという点で、教育構成員の権利意識や参加要求の変化を受け入れたという点も特徴に挙げられる。従来の「教育法」や関係法律で規定されていなかった事項として「教育基本法」で新設された内容をまとめると次のとおりである。

【表2-1】 従来の教育関係法になかった「教育基本法」新設条項

新設条項	内容	特徴
第1条(目的)	・教育に関する国民の権利義務 ・国家及び地方自治体の責任	・権利義務、責任の主体明示
第3条(学習権)	・生涯にわたって学習し、能力と適性による教育を受ける権利	・憲法上教育を受ける権利を学習者中心に具体化
第5条2項(教育の自主性)	・学校運営の自律性尊重 ・教育センター、学生、保護者及び地域住民の学校運営参与権	・学校の自立的な運営原則と参与権の臨時的保障
第2章(教育当事者) 第12条-第17条	・学習者、保護者、教員、教員団体、学校等の設立経営者、国家及び地方自治体	・教育当事者の規定及び役割分担
第12条(学習者)第1項、第3項	・学習者の基本的人権尊重保護	・入試教育、学校現実の反映
第13条(保護者)	・保護者の権利責任 ・学校に対する意見提示権(学校の尊重義務)	・保護者の教育参与権認定
第14条(教員)第4項	・法律による他の公職就任許容	・兼職禁止義務の緩和
第15条(設立経営者)第3項	・学習者に対し教育内容の事前公開	・学習者の選択権強調
第19条(英才教育)	・学問芸術体育分野の英才教育施策	・英才教育育成責任主体明示
第23条(教育情報化)	・教育情報化施策の樹立	・教育情報化責任主体明示

第26条(評価認証制)	・学力評価及び能力認証制の導入	・学習性と公正化主体を国家と規定
-------------	-----------------	------------------

出典: 「教育基本法解説(2011年)」法制処

第3節 制定の意義

韓国の「教育基本法」を定義すると、全ての国民の教育を受ける権利を保障するために、学校教育・生涯教育を含めた教育制度とその運営に関する基本的な方向を設定し、全ての教育の当事者(学習者及び保護者、教員、教員団体、学校などの設立経営者、国家及び地方自治体を総称)の権利と義務を規定した教育に関する基本法と言える。

「教育基本法」は、韓国教育の基本性格、基本原則、基本方向を設定している「教育憲章」とも言える。つまり、「教育基本法」は教育に関する基本的な事項を規定し、これを中心に学校教育法規と社会教育法規、国家及び地方自治体で特別に振興・奨励する特殊教育、幼児教育、職業教育、科学教育、学術文化の振興、私学の育成、学校保健、奨学制度に関する個別法などで教育法を体系化し、教育に関する立法と法の適用および解釈、教育制度の根拠と運営指針としての意味を持つ。

特に「教育基本法」の制定は従来統合された形の「教育法」から教育3法体系の完成という意味を持つ。つまり、「教育基本法」とともに「初・中等教育法」及び「高等教育法」が制定されることにより、教育法の体制は基本教育法規(教育基本法、教育行政及び財政関連法律)、学校の教育法規(初・中等教育法、高等教育法、私立学校法、特殊英才教育関係法、教育公務員法などの教員関連法)、社会教育法規(生涯教育法など)という教育3法体系が完成したということである。

第4節 教育基本法の改定

韓国の「教育基本法」は1997年12月に制定されて以後、2014年7月現在、計13回に渡って改正されたが、このうち4回の他法改正による単なる名称変更などを除くと実質的に改正されたのは計9回である。

第1次改正は制定された約2年後の2000年1月にあり、「教育基本法」が教育法の原典として位置付けされることには限界があること、今後も持続的な修正を加えることができることを予告するものだった。なお、現在までの「教育基本法」改正を簡単に整理すると、主に男女平等教育の実現、教育行政業務の電算化、学生情報の保護、学習倫理の確立などの条項追加であった。「教育基本法」の主な改正内容や理由をまとめると次のとおりである。

【表2-2】「教育基本法」の改正内容及び理由

改正 次数	公布日及び 施行日(法 律番号)	改正 形	改正内容	改正理由
1	2000.01.28 公布 2000.07.29 施行(第 6214号)	一部 改正	第17条の2(男女平等教 育の増進)新設	男女平等の精神をさらに積極的に 実現できる教育施策を樹立・実施し なければならない義務を国家及び 地方自治体に与え、これと関連し た教育部長官の諮問に応じるよう にするため教育部に「男女平等教 育審議会」を設置すること
2	2001.01.29 公布・施行 (第6400号)	一部 改正	「教育部長官」を「教 育人的資源部長官」に 変更	政府組織法改正
3	2002.12.05 公布・施行 (第6738号)	一部 改正	第23条の2(教育行政業 務の電算化)新設	教育部門における電子政府を具現 するために、国家及び地方自治体 は学校と教育行政機関の行政業務 を電子的に処理できるように必要 な施策を検討するようにすること
4	2004.01.20 公布・施行 (第7071号)	一部 改正	第17条の2 第2項(教育 活動での男女差別禁 止)新設	教育部門における電子政府具現の ため国や地方自治体は学校と教育 行政機関の行政業務を電子的に処 理できるように必要な施策を検討 すること
5	2004.12.30 公布 2005.01.01 施行(第 7253号)	一部 改正	附則第2条「地方教育 財政交付金及び地方教 育譲与金」を「地方教 育財政交付金」に変更	地方教育譲与金の廃止
6	2005.03.24 公布・施行 (第7399号)	一部 改正	・ 第8条第1項ただし書 き(義務教育順次実施) 削除 ・ 第23条の2タイトル を「教育行政業務の電 算化」で「学校及び教 育行政機関の業務の電 子化」に変更	義務教育の全面実施により順次実 施規定を削除し、教育情報化推進 過程で発生している教育行政情報 システム(NEIS)による学生情報の 処理が可能かどうかについての論 難を解消するために電子的処理が 可能な業務領域を明確にし、学生 情報の保護に関する社会的認識を

			・ 第23条の3(学生情報の保護の原則)の新設	高めるため学生情報保護原則を規定する
7	2005. 11. 08 公布・施行 (第7685号)	一部 改正	・ 第12条第3項改定(学習者の倫理の確立) ・ 第14条第3項(教員倫理意識の確立等) ・ 第17条の3(学習倫理の確立)の新設	学校で学問的良心を基に学業の研究や教育が行われる文化的風土を造成するため学生は学習者として、教員は教育者としての倫理意識を確立するようにする一方、国家及び地方自治体は全ての国民が教育のいろいろな過程で倫理意識を確立できるように必要な施策を樹立・行うようにすること
8	2007. 05. 11 公布 2007. 08. 12 施行 (第8415号)	一部 改正	第22条の2(学校体育) 新設	未来世代の学生たちの基礎体力を増進させ、社会性やチームワークなど、人間教育を強化するために国家や地方自治体が学生の体力増進と体育活動奨励に必要な施策を樹立・実施するようにすること
9	2007. 07. 27 公布・施行 (第8543号)	一部 改正	・ 第4条(教育の機会均等)第1項のうち「信念、社会的身分」を「信念、人種、社会的身分」に変更 ・ 第4条(教育の機会均等)第2項の新設 ・ 第17条の4(健全な性意識涵養)の新設 ・ 第26条の2(教育関連情報の公開)の新設	国家及び地方自治体が地域間の教員需給など教育環境の格差を最小化する施策を準備して施行するようにし、学生の性を保護するため性に対する善良な情緒を涵養させる施策を樹立・実施するようにし、国民の知る権利と学習権保障のため保有管理する教育関連情報を公開するようにする一方で、教育において人種差別禁止を明示し、父母など保護者は子女など被保護者に対する学校生活記録など学生の情報提供を受ける権利があることを明示するなど、現行制度の運営上現れた一部不備な点を改善・補完すること
10	2007. 12. 21 公布・施行 (第8705号)	一部 改正	第1章(第1条から第11条まで)改定第2章(第12条から第17条まで)改定第3章(第17条の2	法の文章を原則的にハングルで書いて難しい用語をやさしい用語に変え、長くて複雑な文章は体系などを整備して簡潔にするなど、国

			から第17条の4まで、第18条から第22条まで、第22条の2、第23条、第23条の2、第23条の3、第24条から第26条まで、第26条の2、第27条から第29条まで)の改定	民が法の文章を理解しやすいように整備する
11	2008.02.29 公布・施行 (第8852号)	一部 改正	第17条の2(男女平等教育の増進)第4項のうち「教育人的資源部長官」を「教育科学技術部長官」に変更	政府組織法全部改正
12	2008.03.21 公布 2008.06.22 施行(第 8915号)	一部 改正	第27条(保健及び福祉の増進)第2項の新設	他地で留学している大学生たちのための寮施設が現在11%に止まっている現実を考え、国と地方自治体が学生達の住居環境改善に関する政策を整えなければならないということを明示することで、学生達の住居の安全と住居の向上を図る
13	2013.03.23 公布・施行 (第11690 号)	一部 改正	第17条4項のうち「教育科学技術部長官」を「教育部長官」に変更	政府組織法全部改正

13回にわたる改正のうち第2次、第11次、第13次は政府組織法の改正による中央教育行政部署の名称変更によるものであり、第5次改正は地方教育譲与金法の廃止による改正であり、実質的な改正は前述のとおり9回であるが、第10次の改正は法制処の「分かりやすい法令づくり事業」の一環として全ての法律に適用されたものであり、純粋な「教育基本法」関連規定に関する改正は8回といえる。

第1次、第3次、第4次、第6次改正は、政府の両性平等政策と電子政府施策の一環として推進された教育行政情報システム(NEIS)の法的根拠と関連されるものであり、第7次改正は修学能力評価と学校内申の不正事件を契機に学習者と教員の倫理を追加した。また、第9次改正で教育の機会均等に人種追加、地域間の教員需給など教育環境格差の最小化、健全な性意識の涵養、学生情報の保護及び教育情報の公開義務条項の追加など、政府の政策を反映したものである。

第5節 改正内容の評価

「教育基本法」の改正は、前述したように教育行政部署の名称変更や法律改廃と関連した改正を除外すればほとんど政府政策の推進と関連した改正であったが、教育当事者間の権利・義務・責任関係や新たな教育制度の運営原則等の基本的な事項に変化がある場合に正当性を見い出すことができる。

「教育基本法」は「教育法の基本法」ではなく「教育政策の推進法」に変化したと指摘されており、政策的懸案の積極的推進に向けた立法は「教育基本法」の改正ではなく、関係法律の改正や特別法の形で推進される必要性が強調されている。

第6節 日本と韓国の改正教育基本法の条文比較

日本も2006年、教育環境の変化と教育問題の多様化などで、教育基本法がほぼ60年ぶりに改正された。日本の教育基本法が改正された最も大きな背景は、日本政府が推進中の教育改革の法的根拠を整えるためである。新自由主義、国際潮流に合わせ、国家競争力を確保して新保守主義国家観に立脚した道徳教育の強化を通じた教育理念の変化を追求するためには、何より遵憲法的性格の教育基本法の改正が必要だったという分析がある。

ここでは日韓両国の改正「教育基本法」の条文を簡単に比較してみることにする。

【表2-3】 日韓の「教育基本法」条文比較

韓国の教育基本法	日本の教育基本法
制定:1949. 12. 31(法律第86号) 改正:1997. 12. 13(法律第5347号)	制定:1947. 3. 31(法律第25号) 改正:2006. 12. 22(法律第120号)
構成:3章、36条項及び付則	構成:前文、4章、18条項及び付則
内容: 第1章:総則(第1条～第11条)、第2章:教育の当事者(第12条～第17条)、第3章:教育の振興(第17条の2～第29条)、付則 ----- 第1条(目的)、第2条(教育理念)、第3条(学習権)、第4条(教育の機会均等)、第5条(教育の自主性)、第7条(教育財政)、第8条(義務教育)、第9条(学校教育)、第10条(社会教育)、第11条(学校などの設立)、第12条(学習者)、第13条(保護者)、第14条(教員)、第15条(教員団体)、第16条(学校などの設立者・経営者)、第17条(国家及び地方自治体)、第17条	内容: 前文、第1章:教育の目的及び理念(第1条～第4条)、第2章:教育実施に関する基本(第5条～第15条)、第3章:教育行政(第16条・第17条)第4章:法令の制定(第18条)、付則 ----- 第1条(教育の目的)、第2条(教育の目標)、第3条(生涯学習の理念)、第4条(教育の機会均等)、第5条(義務教育)、第6条(学校教育)、第7条(大学)、第8条(私立学校)、第9条(教員)、第10条(家庭教育)、第11条(幼児期の教育)、第12条(社会教育)、第13条(学校、家庭及び地域住民等の相互連携協力)、第14条(政

<p>の2(男女平等教育の増進)、第17条の3(男女平等教育の増進)、第17条の4(健全な性意識涵養)、第18条(特殊教育)、第19条(英才教育)、第20条(幼児教育)、第21条(職業教育)、第22条(科学技術教育)、第22条の2(学校体育)、第23条(教育の情報化)、第23条の2(学校や教育行政機関業務の電子化)、第23条の3(学生情報の保護原則)、第24条(学術文化の振興)、第25条(私立学校の育成)、第26条(評価及び認証制度)、第26条の2(教育関連情報の公開)、第27条(保健及び福祉の増進)、第28条(奨学制度など)、第29条(国際教育)、付則</p>	<p>治教育)、第15条(宗教教育)、第16条(教育行政)、第17条(教育振興基本計画)、第18条(法令などの制定)、付則</p>
--	---

第3章 教育関係法

第1節 憲法との関係

1 憲法の教育条項

成文法主義を基本とする韓国の法体系において、最も効力を持つ規範である憲法は教育関係法の源泉に当たる。韓国の憲法は1948年7月12日に制定され同年7月17日に公布された後、9回の改正が行われ現行憲法に達している。

憲法規定の中で最も直接的な教育に関するものは第31条であり、そこでは教育機会の均等な保障、無償の義務教育の実施、教育の自主性・専門性・政治的中立性と大学の自律性の保障、生涯教育の振興、教育制度の法定主義を宣言している。

その他にも憲法前文では「政治・経済・社会・文化の全ての領域において各人の機会を均等にし、能力を最大限発揮するようにして」と、全ての国民の能力によって均等に教育を受けることができることを明示している。

また、基本的人権の確認（憲法 § 10）、法の下での平等と差別禁止の規定（§ 11）、宗教の自由（§ 20）、言論・出版・集会・結社の自由（§ 21）、学問と芸術の自由（§ 22）、労働者の権利に関する規定（§ 33）なども、教育と密接な関連を持っている。

2 教育条項の変遷過程

憲法上、教育条項の歴史的変遷過程を見てみると、1972年の第7次改正で、初等教育の他に中等教育に対する義務教育の実施可能性を開いており、1980年の第8次改正では、教育の専門性の保障を追加し、生涯教育の振興の義務を国家に与え、教育財政及び教員の地位に関

する基本的な事項を法律で定めるようにした。1987年の第9次改正では大学の自律性に関する内容が追加された。

このような現行の憲法上、教育を受ける権利に関する規定(憲法 § 31)の変遷過程を表すと次のとおりである。

【表3-1】 憲法上教育を受ける権利に関する条項の変遷

公布日付	内容
1948. 7. 17	第16条 ・全ての国民は均等に教育を受ける権利がある。最低限初等教育は義務であり無償とする。 ・全ての教育機関は国家の監督を受け、教育制度は法律で定める。
1962. 12. 26	第27条 ・全ての国民は能力に従い均等に教育を受ける権利を持つ。 ・全ての国民はその保護する子供に教育を受けさせる義務を負う。 ・義務教育は無償とする。 ・教育の自主性と政治的中立性は保障されなければならない。 ・教育制度とその運営に関する基本的な事項は法律で定める。
1972. 12. 27	第27条 省略(上記と同一) ・全ての国民はその保護する子女に少なくとも初等教育と法律で定める教育を受けさせる義務を負う。
1980. 10. 27	第29条 省略(上記と同一) ・教育の自主性・専門性及び政治的中立性は法律が定めるところにより保障される。 ・国家は生涯教育を振興しなければならない。 ・学校教育及び生涯教育を含む教育制度とその運営・教育財政及び教員の地位に関する基本的な事項は法律で定める。
1987. 10. 29	第31条 ・全ての国民は能力に従い均等に教育を受ける権利を持つ。 ・全ての国民はその保護する子供に教育を受けさせる義務を負う。 ・義務教育は無償とする。 ・教育の自主性・専門性及び政治的中立性は法律が定めるところにより保障される ・国家は生涯教育を振興しなければならない。 ・学校教育及び生涯教育を含む教育制度とその運営・教育財政及び教員の地位に関する基本的な事項は法律で定める。

出典：「教育基本法解説(2011年)」法制処

第2節 個別教育法制との関係

1 教育関係法

韓国の教育関係法令は、教育を受ける権利などを規定している憲法を頂点として、核心的な法律として教育3法、すなわち「教育基本法」「初・中等教育法」「高等教育法」を挙げることができる。

その他にも「幼児教育法」「技能大学法」「生涯教育法」「学校給食法」「学校保健法(学校身体検査規則を含む)」「学校安全事故予防及び補償に関する法律」「学校暴力予防及び対策に関する法律」「障害者等に対する特殊教育法」「島嶼・僻地教育振興法」「人的資源開発基本法」「職業教育訓練促進法」「単位認定等に関する法律」「独学による学位取得に関する法律」「地方教育自治に関する法律」「地方教育財政交付金法」「学術振興や学資金ローンの信用保証等に関する法律」「教育公務員法」「教員地位向上のための特別法」などがある。

また、「高校以下各級学校設立運営規定」「市郡及び自治区の教育経費補助に関する規定」「在外国民の教育に関する規定」「在外国民のための国内教育課程運営規則」「学校の授業料及び入学金に関する規則」などもある。

2 教育関係法の分類及び関係

個別に教育関係法との関係を見ると、「教育基本法」は「教育に関する憲章また根本規範」として立法体系上の地位を与えることができる。すなわち「教育基本法」は教育分野において「指導法または指針法」として個別に教育関係法を誘導する役割を担当しているという見解が一般的である。

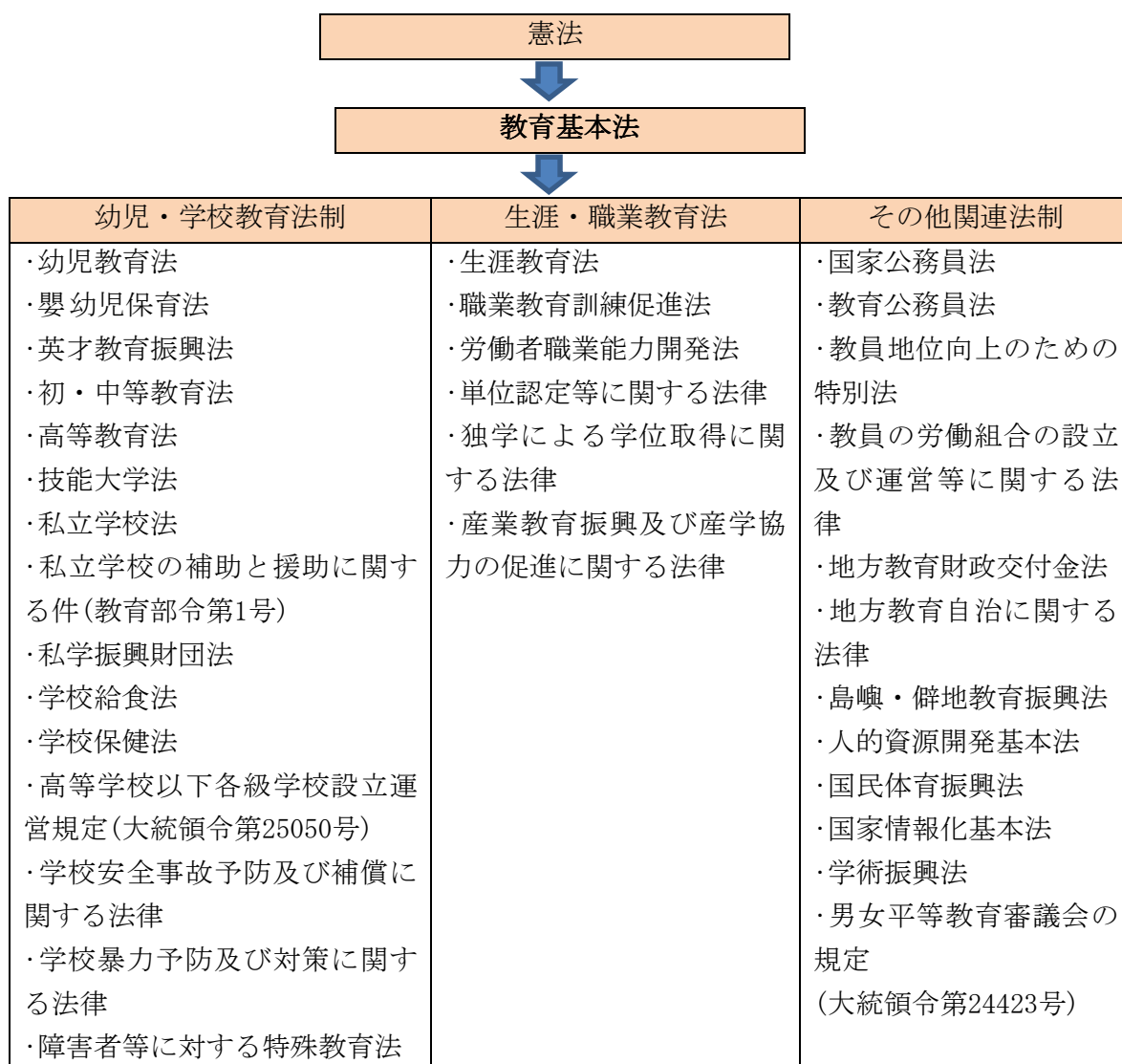
韓国の教育関係法は、教育及び人材政策という観点から教育人的資源開発に関する基本法制、地方教育自治財政法制、幼児教育及び初・中等教育に関する学校教育法制、高等教育大学教育協議会等の高等教育に関する高等教育法制、生涯教育学園関連生涯職業教育法制、教育公務員等教員地位向上に関する教員法制、私立学校私学紛争調整に関する私学法制、学術研究国際教育協力法制などの大きな枠組みで区分することができる。

3 法体系的地位

前述したように「教育基本法」は憲法上の教育理念を具体化させ、教育に関する基本的な事項を規定し、それを中心に学校教育法規と社会教育法規、特殊教育、幼児教育、職業教育、科学教育、学術文化の振興、私学の育成、学校保健、奨学制度等に関する個別法を体系化することで、教育に関する立法と法の適用及び解釈、教育制度の根拠と運営指針としての意味を持つ。

このような教育基本法の教育関係法令においての位置を表すと次のとおりである。

【表3-2】 「教育基本法」の法体系的位



出典:「教育基本法解説(2011年)」法制処

4 教育基本法の規定内容と関連法令

「教育基本法」第1章総則では、目的(§1)、教育理念(§2)、学習権(§3)、教育の機会均等(§4)、教育の自主性等(§5)、教育の中立性(§6)、教育財政(§7)、義務教育(§8)、学校教育(§9)、社会教育(§10)、学校等の設立(§11)について規定している。

第2章教育当事者では、学習者(§12)、保護者(§13)、教員(§14)、教員団体(§15)、学校等の設立者経営者(§16)、国家及び地方自治団体(§17)について規定している。

第3章教育の振興では、男女平等教育の増進(§17の2)、学習倫理の確立(§17の3)、健全な性意識涵養(§17の4)、特殊教育(§18)、英才教育(§19)、幼児教育(§20)、職業教育(§21)、科学技術教育(§22)、学校体育(§22の2)、教育の情報化(§23)、学校及び教育行

政機関の業務の電子化(§ 23の2)、学生情報の保護原則(§ 23の3)、学術文化の振興(§ 24)、私立学校の育成(§ 25)、評価及び認証制度(§ 26)、教育関連情報の公開(§ 26の2)、保健及び福祉の増進(§ 27)、奨学制度等(§ 28)、国際教育(§ 29)について規定している。

付則では、法律の施行日について規定している。

このように「教育基本法」は計3つの章と36条の条文及び付則で構成されており、基本体系および関連法令を表示すれば下記のとおりである。

【表3-3】 「教育基本法」の基本体系及び基本体系及び関係法令

章名	条項	規定内容	関連法令
第1章 総則	第1条	目的	
	第2条	教育理念	
	第3条	学習権	
	第4条	教育の機会均等	乳児教育法、初・中等教育法、高等教育法、生涯教育法、障害者等に対する特殊教育法、島嶼・僻地教育振興法、職業教育訓練促進法、地方教育自治に関する法律、教育公務員法、地方教育財政交付金法など
	第5条	教育の自主性	初・中等教育法、地方教育自治に関する法律
	第6条	教育の中立性	
	第7条	教育財政	地方教育財政交付金法
	第8条	義務教育	初・中等教育法、地方教育自治に関する法律、地方教育財政交付金法など
	第9条	学校教育	初・中等教育法、高等教育法、生涯教育法
	第10条	社会教育	生涯教育法、単位認定等に関する法律
	第11条	学校などの設立	初・中等教育法、高等教育法
第2章 教育 当事者	第12条	学習者	初・中等教育法
	第13条	保護者	
	第14条	教員	初・中等教育法、高等教育法、教員地位向上のための特別法、国家公務員法、教育公務員法、私立学校法など
	第15条	教員団体	教員の労働組合設立及び運営等に関する法律、国家公務員法、教員地位向上のための特別法など

	第16条	学校などの設立者経営者	初・中等教育法、高等教育法、生涯教育法、高等学校以下各級学校設立運営規定など
	第17条	国家及び地方自治体	
第3章 教育の 振興	第17条の2	男女平等の教育の増進	学校暴力予防及び対策に関する法律、男女平等教育審議会規定、研究倫理の確保のための指針
	第17条の3	学習倫理の確立	
	第17条の4	健全な性意識の涵養	
	第18条	特殊教育	障害者等に対する特殊教育法
	第19条	英才教育	英才教育振興法
	第20条	幼児教育	幼児教育法、嬰幼児保育法
	第21条	職業教育	産業教育振興及び産学協力促進に関する法律、労働者職業能力開発法
	第22条	科学技術教育	科学技術基本法、科学教育振興法、基礎研究振興及び技術開発支援に関する法律など
	第22条の2	学校体育	国民体育振興法
	第23条	教育の情報化	初・中等教育法、国家情報化基本法
	第23条の2	学校及び教育行政機関業務の電子化	教育情報システムの運営等に関する規則
	第23条の3	学生情報の保護原則	初・中等教育法、情報通信網利用促進及び情報保護等に関する法律
	第24条	学術文化の振興	学術振興法
	第25条	私立学校育成	私立学校法、私立学校補助と援助に関する件、私学振興財団法など
	第26条	評価及び認証制度	初・中等教育法、資格基本法、単位認定等に関する法律
	第26条の2	教育関連情報の公開	教育関連機関の情報公開に関する特例法
	第27条	保険及び福祉の増進	学校保健法、学校給食法、子供の食生活安全管理特別法、韓国教職員共済会法
第28条	奨学制度など	奨学金規定、市道奨学金に関する規定	
第29条	国際教育	在外国民の教育支援等に関する法律、ユネスコ活動に関する法律	
付則		施行日	

出典：「教育基本法解説(2011年)」法制処

5 下位法令体系

1997年12月13日、「教育基本法」の制定と同時に「初・中等教育法」(法律第5438号)と「高等教育法」(法律第5439号)が制定され、1999年8月31日には従来の社会教育法を全面改正し「生涯教育法」(法律第6003号)が制定された。「初・中等教育法」と「高等教育法」では、それぞれ第1条で法の根拠が「教育基本法」にあることを明らかにしており、「生涯教育法」は全面改正の理由で「教育基本法」の制定によるものであることを明らかにしている。2000年1月28日には「英才教育法」(法律第6215号)が制定され、その第1条では「教育基本法」第12条及び第19条を基にしていることを明示している。

2004年1月29日には「幼児教育法」(法律第7120号)が制定され、その第1条でも「教育基本法」の制定によるものであることを明らかにしている。この「幼児教育法」の制定により各級別教育と教育機関に関する法律が完備され「教育基本法」中心の教育関連法体系が構築された。

このように韓国の「教育基本法」は教育の理念と教育の当事者、教育の振興等に関する基本的な事項を理念的宣言の形で規定している教育憲章として、「初・中等教育法」や「高等教育法」など他の教育関係法に理念的基礎を提供する。したがって、「教育基本法」で規定している事項の具体的な施行に必要な政策的総括規範は別に法律を制定して運用しており、「教育基本法」には施行令及び施行規則など下位法令が存在しない。

第4章 教育基本法の条文及び関連個別法規と統計・報道資料

第1節 総則

1 第1条(目的) [全文改正 2007. 12. 21]

この法は教育に関する国民の権利と義務及び国家と地方自治体の責任を定め、教育制度とその運営に関する基本的事項を規定することを目的とする。

2 第2条(教育理念) [全文改正2007. 12. 21]

教育は弘益人間の理念の下、全ての国民をして人格を陶冶さしめ、自主的生活能力と民主市民としての必要な資質を備えることにより、人間らしい生活を営み、民主国家の発展と人類共栄の理想を実現に寄与することを目的とする。

(1) 弘益人間の理念

檀君神話⁶に出てくる言葉である弘益人間の理念は広く人間を有益にする民主的・民族的な教育理念として、個性の伸張と人格の完成はもちろん民族の復興と国家の発展を同時に強

⁶ 檀君神話、韓国最初の建国神話、最も古い記録は13世紀末の一然の「三國遺史」の第一巻、古朝鮮條に載っている。

調しており、韓国教育の基本理念が継承されている。

この弘益人間の理念は1941年、臨時政府の建国綱領で建国精神として採択された後、米軍政当時の朝鮮教育審議会⁷で最高の人本主義思想を強調する教育理念として採択され、1949年に文教部で作成された教育基本法案第2条で教育理念として規定、「教育法」でも規定されほぼ50年間変更されておらず、「教育基本法」にも維持されている。

3 第3条（学習権）[全文改正 2007. 12. 21]

全ての国民は生涯に渡って学習し、能力と適性により教育を受ける権利を持つ。

4 第4条（教育の機会均等）[全文改正 2007. 12. 21]

- ①全ての国民は性別、宗教、信念、人種、社会的身分、経済的地位、または身体的条件などを理由に教育で差別を受けない。
- ②国家と地方自治体は学習者が平等に教育を受けることができるように地域間の教員需給など、教育の格差を最小化する施策を用意し施行しなければならない。

(1) 関連個別法規

このような施策の樹立及び推進のため「幼児教育法」「初・中等教育法」「高等教育法」「生涯教育法」「障害者等に対する特殊教育法」「島嶼・僻地教育振興法」「職業教育訓練促進法」「地方教育自治に関する法律」「教育公務員法」「地方教育財政交付金法」などが制定施行されている。

特に「初・中等教育法」では、身体的・精神的・知的障害などにより、特殊教育を必要とする者に、小学校・中学校及び高等学校に準ずる教育と実生活に必要な知識・機能及び社会適応教育を行うことを目的とする特殊学校について規定している（§55）。

(2) 教育の格差(私教育費)

教育の格差とは、一般的に社会的・経済的・文化的な要因により発生する個人・集団地域間の教育機会・教育課程・学業成就などの違いと定義している。

また、個人・集団・学校・階層・地域間に現れる学業成就など教育の結果及び教育環境の違いで発生する教育の量的、質的違いを意味する用語として使われる事もある。

教育部の報道資料によると、2013年現在、韓国の私教育の参加率は韓国政府の私教育軽減対策で漸進的に減っていく趨勢だが、まだ小学校81.8%、中学校、高等学校49.2%、全体平均68.8%に達している。

⁷ 1945年11月23日、約100人で朝鮮教育審議会が構成されたが、朝鮮教育審議会は10個の分課に分けられ、そのうち三つの分課を除いては、全て米軍の将校が委員として参加した。この機構がした重要なことは、教育理念を「弘益人間の建国理想」と定めたことと6-3-3-4のアメリカ式の学制を採択したことである。

【表4-1】 学校級別私教育参加率 (2007～2013)

(単位:%)

区分	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年
全体	77.0	75.1	75.0	73.6	71.7	69.4	69.9
小学校	88.8	87.9	87.4	86.8	84.6	80.9	81.8
中学校	74.6	72.5	74.3	72.2	71.0	70.6	69.5
高等学校	55.0	53.4	53.8	52.8	51.6	50.7	49.2

出典：教育部報道資料(2013年私教育費⁸・意識調査⁹結果)

また、高所得層は低所得層より子供に私教育を受ける機会をより多く提供するだけでなく、より高額の私教育を提供している。入試私教育が許され、大学入試に及ぼす影響力が増大し、教育を通じた貧困の脱出の可能性は低くなっている。

下表のとおり階層間の教育格差は世帯所得別の私教育費支出の差としても明らかに見てとれる。

【表4-2】 所得水準別学生1人当たり月平均私教育費 (2010～2013) (単位：万ウォン)

区分	2010年	2011年	2012年	2013年
全体	24.0	24.0	23.6	23.9
700万ウォン以上	48.4	44.0	42.6	41.5
600～700未満	40.4	39.4	36.7	35.9
500～600 未満	36.2	34.0	33.2	33.0
400～500 未満	29.8	29.0	28.8	28.0
300～400 未満	24.0	23.4	23.0	22.1
200～300 未満	17.0	17.4	16.8	16.0
100～200 未満	10.3	10.9	11.0	11.1
100万ウォン 未満	6.3	6.8	6.8	6.8
格差(700～100)	42.1	37.2	35.8	34.7

出典：教育部報道資料(2013年私教育費・意識調査結果)

⁸ 私教育費とは、学校の正規教育課程以外に学校の外で受ける補充教育のために個人が負担する費用で個人及びグループ課外、学院受講、訪問学習誌(問題集のみ購入する費用は除外)、有料インターネット及び通信講義のために支出する費用をいう。

⁹ 私教育費・意識調査とは、国家レベルの私教育費実態調査として2007年から教育部と統計庁が共同で毎年行っており、2008年までは4カ所の圏域(ソウル、広域市、中小都市、邑面地域)での調査結果を発表していたが、2009年からは調査規模を拡大し16市道別調査結果も一緒に発表している。

○全国の小・中・高1,094校の学生、保護者およそ78,000人を対象に年2回(2013.6:3～5月 支出分、2013.10月:7～9月支出分)調査

○保護者 44,000名(私教育費・意識調査)

○学生 34,000名(意識調査)

地域別私教育¹⁰と関連し、1960年代以後の本格的な経済発展により富と貧困の地理的偏重、階層による居住地の分化が深化することにより、居住地は単なる個人が住んでいるところを意味するのではなく、便益施設、社会サービス施設などに対するアクセスを決定する重要な要因として作用することになった。

都市と農村間はもちろん、都市地域内での教育格差も発生している。例えば、平準化された公教育の場合でも農漁村学校の5分の1は学級の数が6個未満、学生数は100人以下の小規模の学校であり、地域内に高等学校が不足するために近隣の都市や大都市に通学しなければならない邑・面もある。また、下表のとおり私教育の機会としても都市の規模の違いによる格差が大きく、これは学業成就度に影響を与えている。

【表4-3】地域規模別学生1人当たり月平均私教育費(2009～2013)(単位: 万ウォン)

区分	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年
全体	24.2	24.0	24.0	23.6	23.9
ソウル	33.1	32.1	32.8	31.2	32.8
広域市	22.5	22.7	22.3	23.0	23.3
中小都市	24.5	24.4	24.3	23.4	23.8
邑面地域	15.6	16.0	16.0	15.0	14.7

出典: 教育部報道資料(2013年私教育費・意識調査結果)

※ 中小都市:ソウル及び6の広域市を除いた一般市の洞の地域所在学校

一般的に地域や階層はお互いに独立的に存在するのではなく、密接に関係している。農漁業従事者はほとんど邑・面地域に居住し、大都市には高所得・高学歴の専門職の人口が他の地域より多い。したがって、このような地域や階層間の関連性を学業成就度でみると、社会経済的背景と関連していることを示しており、家庭の所得や地域間の所得差による教育格差が大きいといえることができる。

5 第5条 (教育の自主性等) [全文改正 2007. 12. 21]

①国家と地方自治体は教育の自主性と専門性を保障し、地域の実情に合う教育を実施するための施策を樹立・実施すること。
学校運営の自立性は尊重され、教職員、学生、保護者及び地域住民等は法令で定めると

¹⁰ 2013年、韓国の私教育費総規模は18兆6千億ウォンであり、学校別の私教育費総規模は小学校7兆7,375億ウォン、中学校5兆7,831億ウォン、高等学校5兆754億ウォンであり、1人当たりの個人負担教育費は小学校23.2万ウォン、中学校26.7万ウォン、高等学校22.3万ウォンとなった。

また、市・道別、私教育費の規模は、ソウル市(32.8万ウォン)、大田市(25.9万ウォン)、京畿道(25.3万ウォン)、大邱市(24.2万ウォン)の4団体が全国平均(23.9万ウォン)を上回った反面、全羅北道(17.5万ウォン)、忠清南道(17.4万ウォン)、江原道(17.2万ウォン)、全羅南道(16.8万ウォン)などほとんどの地方の広域自治団体は平均を下回った。

(2013年私教育費・意識調査結果発表、教育部)

ころにより学校運営に参加できる。

(1) 関連個別法規

地域の実情に合う施策を樹立・実施するため「地方自治法」第112条（教育・科学及び体育に関する機関）では地方自治体の教育、科学及び体育に関する事務を分掌するため 別途の機関を置くと規定されている。これに準拠し、地方教育自治に関する法律が制定施行されており、ここで市・道教育庁が教育・学芸に関する事務を一般行政と分離して管掌している。すなわち、地方教育自治に関する法律第2条には地方自治体の教育・科学・技術・体育、その外の学芸に関する事務は特別市・広域市及び道の事務にすることとしている。

「初・中等教育法」では単位学校の教育自治を活性化させ、地域の実情と特徴に合う多様な教育を創造的に実施させるようにするため、初・中等学校に学校運営委員会¹¹を構成し、教員代表、保護者代表及び地域社会の人士を参与させている（§31）。また、国公立学校におく学校運営委員会は学校憲章及び学則の制定または改定に関する事項、学校の予算案及び決算、学校教育課程の運営方法、教科用図書及び教育資料の選定、制服・体育服・卒業アルバムなど、保護者が経費を負担する事項、正規学習時間終了後または休暇期間中の教育活動及び修練活動、学校運営資金の積立・運用及び使用、学校給食、大学入学特別選考のうち学校長推薦、学校運動部の構成・運営、学校運営に対する提案及び建議、その他大統領令と市・道の条例で定める事項について審議する（§32①）。

6 第6条（教育の中立性）〔全文改正 2007. 12. 21〕

- ①教育は教育本来の目的により、その機能を果たすように運営されなければならない、政治的・党派的、または個人的偏見を伝播するための方便として利用させてはならない。
- ②国家と地方自治体が設立した学校では特定の宗教のための宗教教育をしてはならない。

7 第7条（教育制定）〔全文改正 2007. 12. 21〕

- ①国家と地方自治体は教育財政を安定的に確保するため、必要な施策を樹立、実施しなければならない。
- ②教育財政を安定的に確保するため、地方教育財政交付金等に関して必要な事項は別に法律で定める。

¹¹ 学校運営の自律性を高め、地域の実情と特性に合う多様な教育を創造的に実施するため、国公立・私立の小学校・中学校・高等学校・特殊学校に設置する審議・諮問機構。1995年12月の地方教育自治に関する法律の改正によって設置根拠が用意された後、翌年各市・道議会で、学校運営委員会に関する条例が制定され、全面的に実施された。

- ・生徒数が200人未満の学校：5人以上の8人以内
- ・生徒数が200人以上1千人未満の学校：9人以上の12人以内
- ・生徒数が1千人以上の学校：13人以上の15人以内

（初・中等教育法施行令 §58①）

(1) 地方教育財政交付金

地方教育財政の安定的確保のため、1971年12月28日に「地方教育財政交付金法」(法律第2330号)が制定されたが、この法律の目的は地方自治体が教育機関及び教育行政機関を設置・経営するために必要な財源の全部または一部を国家が交付し、教育の均衡ある発展を図ることにある(§1)。

「地方教育財政交付金法」では、交付金の種類と財源について、地方自治体に交付する交付金を普通交付金と特別交付金に区分し、交付金の財源は当該年度の内国税(目的税、総合不動産税及び他の法律により特別会計の財源として使用する税目の当該金額は除外)総額の1万分の2,027に該当する金額、当該年度の「教育税法」による教育税の歳入額全額に該当する金額を合算した金額としている(§3②)。

(2) 2014年度教育分野予算案

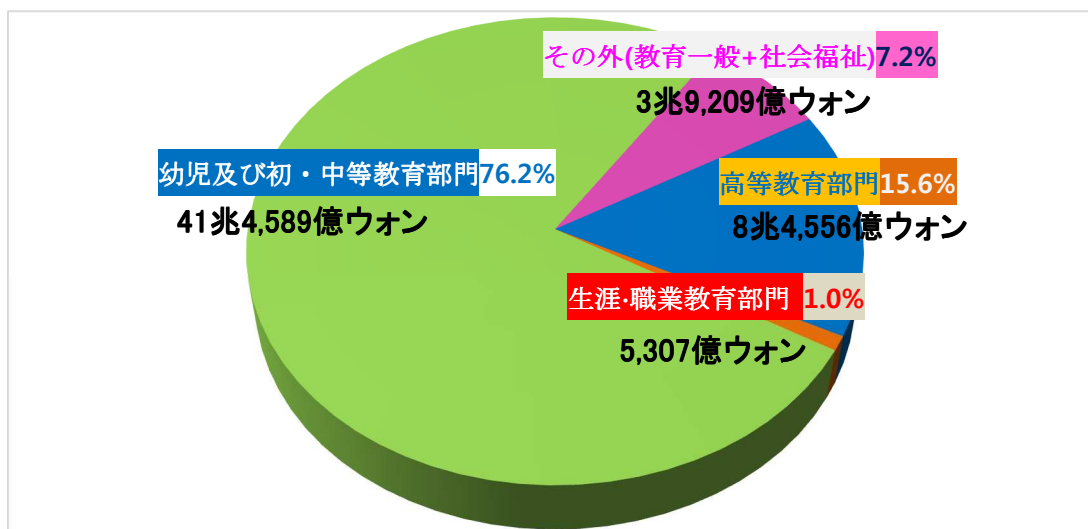
2014年教育予算案において、内国税の20.27%と教育税全額が財源である地方教育財政交付金は、韓国政府の不動産景気活性化に向けた取得税(地方税)の引き下げやこれによる地方自治体の税収欠損保全のための付加価値税(国税)の地方税保全¹²、内国税収入の増加率の鈍化などにより、前年比2,313億ウォン(0.6%)増額されて41兆2,932億ウォンで編成された。幼児及び初・中等教育は地方教育財政交付金41兆2,932億ウォンを含めて41兆4,589億ウォン、高等教育8兆4,556億ウォン、生涯・職業教育5,307億ウォンを編成した。地方教育財政交付金を除いた2014年度教育分野予算案は前年度8兆5,676億ウォン(7.9%¹³)増額された9兆2,525億ウォンとなった。

¹² 付加価値税額の5%を転出する地方消費税を2014年 8%、2015年 11%に拡大

¹³ 2013年度本予算(8兆4,574億ウォン)を基準にする場合は9.4%(増7,951億ウォン)

【図4-1】 2014年度教育部予算案

2014 教育部予算案54兆 3,661億ウォン



出展：2013年度教育部報道資料

(3) 教育財政の課題

教育財政と関連し「学校教育及び教育制度とその運営、教育財政及び教員の地位に関する基本的な事項は法律で定める」(憲法 § 31⑥)こととされており、教育財政法定主義を規定している。これより中央政府の教育財政は予算会計法を、地方自治体の教育財政は地方財政法を基にして「地方教育財政交付金法」と教育税法などにより編成・執行されるようになっており、私立学校の場合は「私立学校法」に従う。

現在、韓国の教育財源は中央政府が大半を負担し、一部は学生の授業料に依存し、各地方自治体の教育財政負担は微弱な実情だ。これから地方自治体の該当地域教育庁についての支援拡大案を積極的に講じることで、現在の教育施設の改善と教育機資材の拡充及び教員の待遇改善、優秀教員の確保等を行うための対策の必要性が強調されている。

また、韓国は教育財源の確保において、国家中心の租税制度のために地方自治体の負担分に比べて国家負担分が非常に高く、地域不均衡が反映され、地方自治団体間にも差が大きい状況である。教育の地方自治化を通じた教育の充実化、地域の均衡ある発展などの側面で地方にさらに多くの財源が行くようにする租税制度の改革、地方自治体間の財源の不均衡を解消するための長期的な政策が必要だという意見が多い。

8 第8条 (義務教育) [全文改正 2007. 12. 21]

- ①義務教育は6年の初等教育と3年の中等教育とする。
- ②全ての国民は第1項による義務教育を受ける権利を持つ。

(1) 義務教育の実施と拡大議論

憲法は無償の義務教育を規定し(§31③)、無償の義務教育は2002年に全国単位の中学校まで拡大された。現在「教育基本法」の本条(§8①)及び「初・中等教育法(§12)」「地方教育自治に関する法律」「地方教育財政交付金法」などでも6年の小学校の過程と3年の中学校課程、計9年の教育を無償の義務教育と規定している。

ただし、現在施行されている無償の義務教育は授業料免除と教科書などの提供に限定されており、実質的な無償の義務教育が実施されているとは言い難い状況である。形式的には中学校まで無償義務教育が行われているが、実質的に授業料と教科書だけ無償で保護者負担の教育費にほとんど依存し、公教育費や政府の負担の割合が低いため実質的に小学校も完全に無償義務教育を実施していないと指摘されている。このため教材や学習準備物を準備することも無償の義務教育及び教育福祉の実質的実現のために必要だという指摘が提起されている。

9 第9条 (学校教育) [全文改正 2007. 12. 21]

幼児教育・初等教育・中等教育及び高等教育を行うため学校を置く。
学校は公共性を持ち、学生の教育のほか、学術及び文化的伝統の維持・発展と住民の生涯教育のため努力しなければならない。
学校教育は学生の創造力啓発及び人格涵養を含めた全人的教育を重視して行わなければならない。
学校の種類と学校の設立・経営等、学校教育に関する基本的な事項はほかに法律で定める。

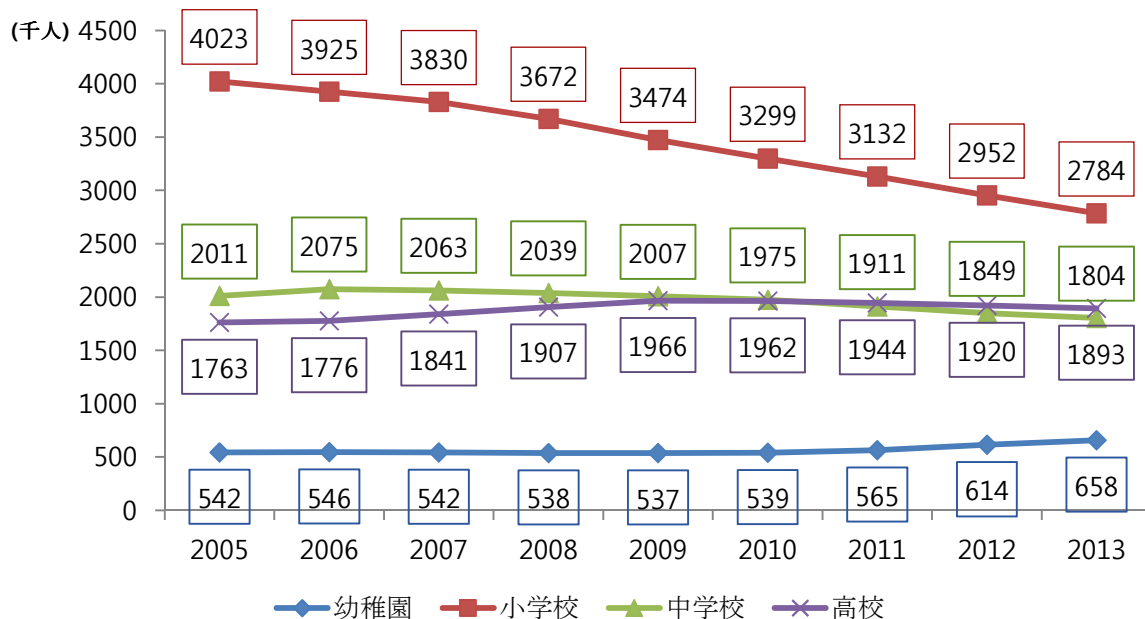
(1) 学校数及び学生数の推移

下表を見ると、学生数の推移では小学生数の減少が最も目立つ。少子化により小学生数は1970年に韓国での関連統計の作成が始まって以来最低の2,784千人にまで落ちた。この結果を反映するように韓国の出生率(人口1,000人当たり出生率を表す粗出生率は8.6で史上最低)が世界で220位という報道(visualdive.co.kr)もあった。

出生率が低い原因はいろいろあるが、最大の原因は経済的な理由と言われている。週5日勤務制(法定労働時間を既存の44時間から40時間に短縮した「週40時間勤務制度」のことで、2003年の勤労基準法改正により2004年7月から導入)によって高くなった失業率は若い夫婦に経済的な負担を与えることになった。厳しい状況にあるため出産と育児が必須ではなく選択として捉える見方が広がり、若い世代の中では経済力を理由として結婚をあきらめる現象も多くなり、未婚率も引き続き増加していくものと思われるため、出生率のさらなる低下も心配される。

一方で、学校数は年々増加しており、減少する学生数とは異なる動きを見せているのが特徴的である。

【図4-2】 幼稚園 小・中・高 学生数推移（他の学校除外）



※分校は学校から除外され、高校には一般系と専門系高校が含まれ、放送通信高校・高等技術学校・企業の付設学校等は除外されている。また、大学には教育大学や産業大学が含まれ、技術大学・放送通信大学及び通信制大学などは除外されており、大学院には一般大学院・特殊大学院・専門大学院及び大学院大学が含まれている。

【表4-4】 学校概況（2011～2013）

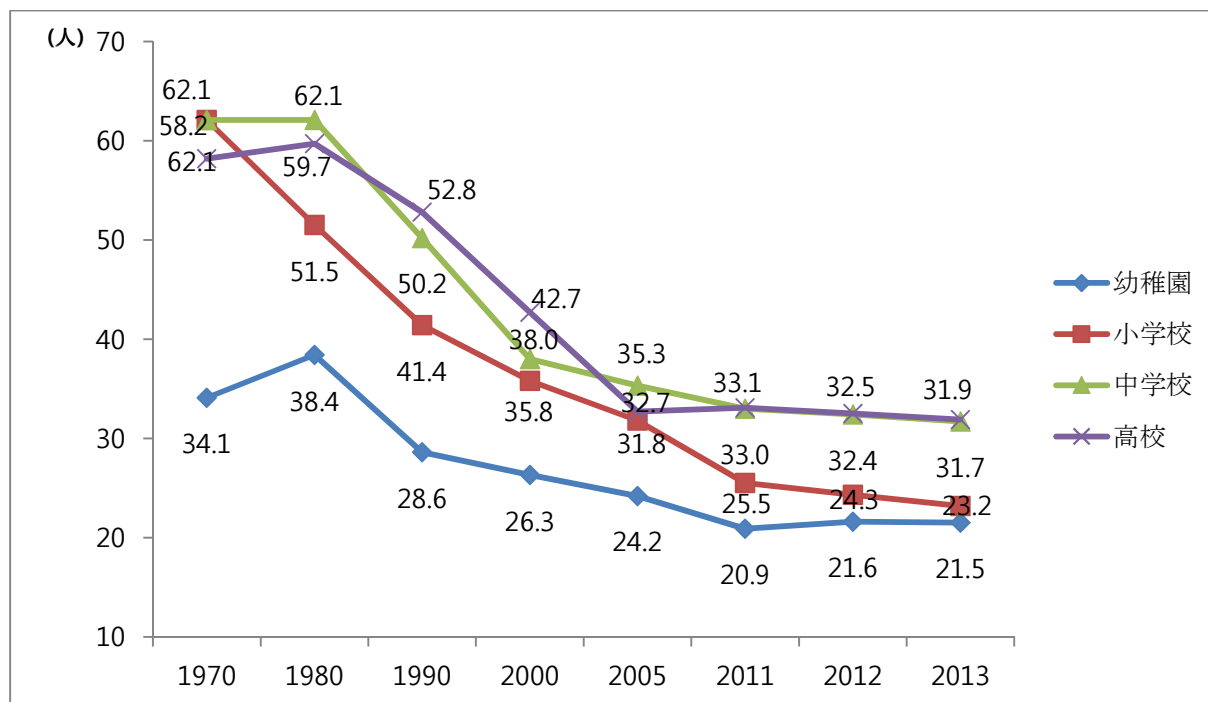
区分	学校数(校)			学生数(名)		
	2011年	2012年	2013年	2011年	2012年	2013年
幼稚園	8,424	8,538	8,678	564,834	613,749	655,479
小学校	5,882	5,895	5,913	3,132,477	2,951,995	2,784,000
中学校	3,153	3,162	3,173	1,910,572	1,849,094	1,804,189
高校	2,282	2,303	2,322	1,943,798	1,920,087	1,893,303
特殊学校	155	156	162	24,617	24,785	25,161
専門大学	147	142	140	776,738	769,888	757,721
大学	202	201	200	2,208,608	2,218,280	2,214,173
大学院	1,167	1,177	1,157	329,934	329,544	329,822

出展：2013年度教育部統計

(2) 学級当たり・教員1人当たり学生数推移

下表のとおり学級あたりの学生数は年々減少しており、教員一人当たり学生数も徐々に減少している。学生数が減少している一方で、学校数が増加している動きを反映しているとも言える

【図4-3】学級当たり学生数推移

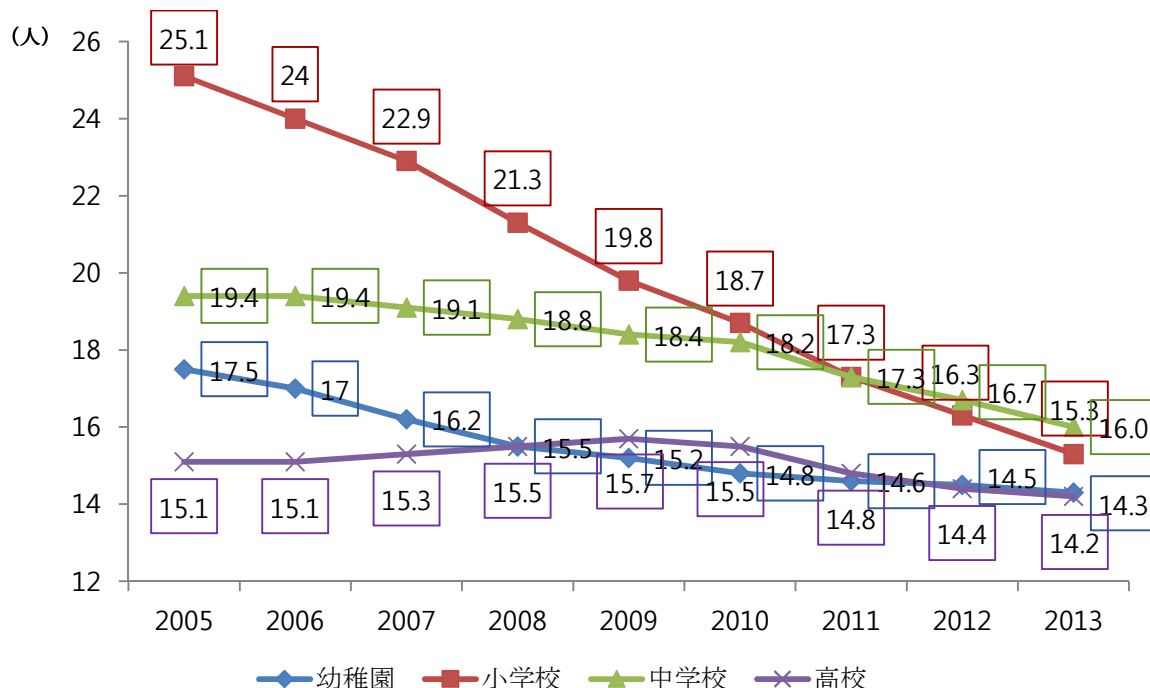


【表4-5】学級当たり・教員1人当たり学生数(2010～2013) (単位:名)

区分	学級当たり学生数				教員1人当たり学生数			
	2010年	2011年	2012年	2013年	2010年	2011年	2012年	2013年
幼稚園	21.0	20.9	21.6	21.5	14.8	14.6	14.5	14.3
小学校	26.6	25.5	24.3	23.2	18.7	17.3	16.3	15.3
中学校	33.8	33.0	32.4	31.7	18.2	17.3	16.7	16.0
高校	33.7	33.1	32.5	31.9	15.5	14.8	14.4	14.2

出展：2013年度教育部統計

【図4-4】 教員1人当たり学生数推移



(3) 就学率及び進学率

2013年現在の就学率を見ると、幼稚園が47.4%、小学校が97.2%、中学校が96.2%、高校が93.6%で、義務教育のみならず高校進学率も非常に高いことがわかる。また、大学進学率も7割を超えており、家計に占める教育費の比重が高いとされる韓国の状況を反映している結果と言える。

【表4-6】 就学率及び進学率 (2011~2013)

(単位:%)

区分	就学率			区分	進学率		
	2011年	2012年	2013年		2011年	2012年	2013年
幼稚園	40.9	44.0	47.4	-	-	-	-
小学校	99.1	98.6	97.2	小⇒中	99.9	99.9	99.9
中学校	96.7	96.1	96.2	中⇒高	99.7	99.7	99.7
高校	91.9	92.6	93.6	高⇒大学	72.5	71.3	70.7
高等教育機関	71.0	68.4	68.7				

出展：2013年度教育部統計

※2011年から大学進学者の基準が4月時点での大学登録者と調整された(従前:2月当時、大学合格者)

※高等教育機関には専門大学、教育大学、大学、各種学校(専門大学、大学課程)、放送通信大学、産業大学、技術大学、通信制大学、社内大学、大学院が含まれた。

10 第10条（社会教育）〔全文改正 2007. 12. 21〕

- ①国民の生涯教育のため全ての形態の社会教育は奨励されなければならない。
- ②社会教育履修は法令で定めるところよりそれに相応しい学校教育の履修として認定することができる。
- ③社会教育施設の種類の設立・経営等社会教育に関する基本的な事項は別に法律で定める。

(1) 関連法律法規

本条は憲法(§ 31⑤)で規定されている生涯教育の振興に基づいた規定として、国民の生涯教育のためのあらゆる形態の社会教育を奨励するとともに、社会教育の履修は学校教育の履修として認めることにより、社会教育関係法令の根拠を提供するための規定である。

「生涯教育法(§ 2①)」によれば、「生涯教育」の概念について、学校の正規教育過程を除外した学力補完教育、成人基礎文字獲得教育、職業能力向上の教育、人文教養教育、文化芸術教育、市民参与教育などを含めた全ての形態の組織的な教育活動と定義されている。

11 第11条（学校等の設立）〔全文改正 2007. 12. 21〕

- ①国家と地方自治体は学校と社会教育施設を設立・経営する。
- ②法人や私人は法律で定めるところにより学校と社会養育施設を設立・経営できる。

(1) 学校の分類

学校の目的または学制上の位置により、初等学校と中等学校及び大学などに分けることができ、現在、韓国の学校は「初・中等教育法」と「高等教育法」など教育関係法により、分類されている。また、学校の設立主体により、国立学校と公立学校及び私立学校に分けることができ、学校の設立と運営の根拠規定により、教育関係法による学校と特別設置法による学校に区別できる。

第2節 教育当事者

1 第12条（学習者）〔全文改正 2007. 12. 21〕

- ①学生を含めた学習者の人権は学校教育または社会教育の過程において尊重され保護される。
- ②教育内容・教育方法・教材及び教育施設は学習者の人格を尊重し、個性を重視し、学習者の能力が最大限発揮されるように準備しなければならない。
- ③学生は学習者としての倫理意識を確立し、学校の規則を遵守しなければならない。教員の教育・研究活動を邪魔し、学内の秩序を乱してはいけない。

規定目的

本条は憲法が保障している人間の尊厳と価値及び幸福追求権の実現のため、被教育者であ

る学生などの学習者の人権尊重・教育内容・教育方法・教材及び教育施設における学習者の人格尊重と最大限の能力発揮のための措置、講究、これに対応する学生の義務を明確にするための規定である。

2 第13条（保護者） [全文改正 2007. 12. 21]

- ①父母など保護者は保護する子女または児童が正しい人格を持って健康に成長するように教育する権利と責任を持つ。
- ②父母など保護者は保護する子女または児童の教育に関して学校に意見を提示することができ、学校はその意見を尊重しなければならない。

3 第14条（教員） [全文改正 2007. 12. 21]

- ①学校教育において教員の専門性は尊重され、教員の経済的、社会的地位は優遇され、その身分は保障される。
- ②教員は教育者として持つべき品性と資質を向上するために努力しなければならない。
- ③教員は教育者としての倫理意識を確立し、これに基づいて学生に学習倫理を指導し、知識を習得させ、学生個々人の適性を啓発できるように努力しなければならない。
- ④教員は特定の政党や政派を支持したり反対するために学生を指導したり誘導してはならない。
- ⑤教員は法律で定めるところにより他の公職に就任することができる。
- ⑥教員の任用・服務・報酬及び年金などに関して必要な事項は別に法律で定める。

(1) 教員の定義及び教員数

ここでの教員とは、国・公・私立の区別なく、幼稚園・初等・中等・大学に勤務する全ての教員を意味し、このような教員の優遇政策と身分保障等については「教員地位向上のための特別法」「教育公務員法」「私立学校法」等で具体化されている。韓国における教育公務員の服務義務は「国家公務員法」に準ずることとなっており、私立学校の教員の服務義務は「教育公務員法」に準ずることとなっている。

なお、2013年韓国の学校別教員数は下表のとおりである。

【表4-7】 学校及び教員数

(単位: 校、名)

区分	学校数			教員数		
	2011年	2012年	2013年	2011年	2012年	2013年
幼稚園	8,424	8,538	8,678	38,662	42,235	46,126
小学校	5,882	5,895	5,913	180,623	181,435	181,585
中学校	3,153	3,162	3,173	110,658	111,004	112,690
高校	2,282	2,303	2,322	131,083	132,953	133,414
特殊学校	155	156	162	7,407	7,654	8,012
専門大学	147	142	140	12,891	13,078	13,015

大学	202	201	200	60,787	63,121	64,193
大学院	1,167	1,177	1,157	6,516	6,699	7,436

出展：2013年度教育部統計

(2) 教員の兼職の許容

教員の中でも大学教員は「政党法」により、政治活動が許容されており、国会議員になることや市・道の教育委員との兼職も許容されている。「政党法」(§22①)によると、国会議員選挙権がある者は公務員、その他にその身分を理由として政党加入や政治活動を禁じる他の法令の規定に関わらず、誰でも政党の発起人及び党員になれるようにされており、「高等教育法」(§14①② 教職員の区分)による総長・学長・教授・副教授・助教授・専任講師の教員を含めている。

これに対して、国・公立教員は公務員という身分により公務員に課された公務員の政治的中立義務(憲法§7)と彼らが遂行する教育という職務の属性により課される教育の中立性(憲法§31)という憲法規定に準拠し、政治的自由が制限され政党加入及び活動、選挙運動及び公職候補の出馬などのような政治活動を行うことはできないようになっている。

このように初・中高等学校の教員は単に身分上の理由だけで政治的基本権が重複的に制限を受けており、現行法では初・中高等学校の教員は同じ教育者でありながら小中高学生を対象に教育をするという理由で、大学院と異なり政治的自由が制限されているという点で、兼職禁止の緩和が主張されている。

(3) 教員に関する法

現在、教員の任用・報酬は「教育公務員法」で規定されており、教員の服務は「国家公務員法」で、教員の年金は国・公立学校の教員は「公務員年金法」で、私立学校の教員の年金は別途「私立学校の教員年金法」で規定されている。

(4) 教員の種別と資格

「教育公務員法」第3章(資格)では、教師の資格(§6)、校長・教頭などの資格(§7)、教授などの資格(§8)、教育専門職員の資格(§9)について規定しており、このうち教育専門職員の資格規定を除き全て「初・中等教育法(§21)」による資格がある者と規定している。

第一に、教員の種別及び資格と関連して「初・中等教育法」(§21①)では、下表のとおり校長や教頭の資格基準([別表1]<改正2013.12.30>)について規定しており、このような資格基準に該当する者として教育部長官が検定・授与する資格証を受け取った者と規定している。

【表4-8】 校長・教頭の資格基準

資格 学校	校長	教頭
中学校	1. 中等学校の教頭資格証を持ち、3年以上の教育経歴と一定の再教育を受けた者	1. 中等学校正教師(1級)の資格または保健教師(1級)の資格を持

	2. 学識・人徳が高い者として、大統領令で定める基準に該当するという認定を教育部長官から受けた者 3. 教育大学・専門大学の学長として勤務した経歴がある者 4. 特殊学校の校長資格証を持つ者 5. 公募校長に選抜された後、校長の職務遂行に必要な教養科目、教職科目等教育部令で定める研修過程を履修した者	ち、3年以上の教育経歴と一定の再教育を受けた者 2. 中等学校正教師(2級)の資格証または保健教師(2級)の資格証を持ち、6年以上の教育経歴と一定の再教育を受けた者 3. 教育大学の教授・副教授として、6年以上の教育経歴がある者 4. 特殊学校の教頭資格証を持つ者
初等学校	1. 初等学校の教頭資格証を持ち3年以上の教育経歴と一定の再教育を受けた者 2. 学識人徳が高い者として大統領令で定める基準に該当するという認定を教育部長官から受けた者 3. 特殊学校の校長資格証を持つ者 4. 公募校長に選抜された後、校長の職務遂行に必要な教養科目、教職科目等教育部令で定める研修過程を履修した者	1. 初等学校正教師(1級)の資格証または保健教師(1級)の資格証を持ち、3年以上の教育経歴と一定の再教育を受けた者 2. 初等学校の正教師(2級)の資格証または保健教師(2級)の資格証を持ち、6年以上の教育経歴と一定の再教育を受けた者 3. 特殊学校の教頭資格証を持つ者

出展：初・中等学校教育法 §21①関連、改定 2013. 12. 30

※この表中、初等学校は公民学校及びこれと同じ水準程度の各種学校を、中等学校は中学校・高等学校・高等公民学校及びこれらと同じ水準程度の各種学校を含む。

※校長・教頭・教育長・視学官・奨学士・教育研究官・教育研究士及び「幼児教育法」による園長・園監の経歴年数は教育経歴年数とみなすことができる。

※この表中、専門大学の学長には従前の専門学校・実業高等専門学校の校長と教頭が含まれる。

第二に、教師は正教師(1級・2級)、助教師、専門の相談教師(1級・2級)の司書教師(1級・2級)の実技教師の保健教師(1級・2級)及び栄養教師(1級・2級)に分けられ、下表のとおり資格基準に該当する者として教育部長官が検定・授与する資格証を受け取った者としている。

【表4-9】 教師の資格基準

資格 学校	正教師(1級)
中等学校	1. 中等学校の正教師(2級)資格証を持ち、教育大学または教育部長官が指定する大学院の教育科で修士学位を受けた者で、1年以上の教育経歴があ

	<p>る者</p> <p>2. 中等学校の正教師資格証を持っておらず、教育大学院または教育部長官が指定する大学院の教育科で修士学位を得た後、教育部長官から中等学校正教師(2級)資格証を得た者で、3年以上の教育経歴がある者</p> <p>3. 中等学校の正教師(2級)資格証を持つ者で、3年以上の教育経歴を持ち、一定の再教育を受けた者</p> <p>4. 教育大学・専門大学の教授・副教授で3年以上の教育経歴がある者</p>
初等学校	<p>1. 初等学校の正教師(2級)の資格を得て、3年以上の教育経歴を持ち、一定の再教育を受けた者</p> <p>2. 初等学校の正教師(2級)の資格を得て、教育経歴が3年以上であり、放送通信大学初等教育科を卒業した者</p> <p>3. 初等学校の正教師(2級)の資格を持っており、教育大学院又は教育部長官が指定した大学院の教育科で初等教育過程を専攻して修士学位を受けた者として1年以上の教育経歴がある者</p>
資格 学校	正教師(1級)
中等学校	<p>1. 師範大学を卒業した者</p> <p>2. 教育大学院または教育部長官が指定する大学院教育科で修士学位を取った者</p> <p>3. 臨時教員養成機関を修了した者</p> <p>4. 大学に設置する教育科を卒業した者</p> <p>5. 大学・産業大学を卒業した者で、在学中、一定の教職科の単位を取得した者</p> <p>6. 中等学校準教師資格証を得て、2年以上の教育経歴を持ち、一定の再教育を受けた者</p> <p>7. 初等学校の準教師以上の資格証を持ち大学を卒業した者</p> <p>8. 教育大学・専門大学の助教授で、2年以上の教育経歴がある者</p> <p>9. 第22条による産学兼任の教師など(名誉教師は除く)の資格基準を満たす者で、任用権者の推薦と教育監の選考により、教育監が指定する大学や教員研修機関で、大統領令で定める教職科目と単位を履修した者。この場合、任用権者の推薦対象者選定基準と教育監の選考基準に関しては、大統領令で定める。</p>
初等学校	<p>1. 教育大学を卒業した者</p> <p>2. 師範大学を卒業して、初等教育過程を専攻した者</p> <p>3. 教育大学院または教育部長官が指定した大学院の教育科で初等教育過程を専攻、修士学位を取った者</p> <p>4. 初等学校助教諭資格証を得て、2年以上の教育経歴を持ち、一定の再教</p>

	育を受けた者 5. 中等学校教師資格証を得て、必要な補修教育を受けた者 6. 専門大学を卒業した者、またはこれと同じ水準以上の学力があると認められる者を入所資格とする臨時教員養成機関を修了した者 7. 初等学校準教師資格証を得て、教育経歴が2年以上で、放送通信大学初等教育科を卒業した者
--	--

出展：初・中等教育法 § 21②関連、改定 2013. 3. 23

第三に、首席教師は上表の教師資格証を得て、15年以上の教育経歴（「教育公務員法」（§ 2①②③）による教育専門職員として勤務した経歴を含む）を持ち、教授・研究に優秀な資質と能力を持った者のうちで、大統領令で定めるところにより、教育部長官が定める研修・履修の結果を基に検定・授与する資格証を得た者とする（「初・中等教育法」 § 21の3、新設 2011. 7. 25、改正 2013. 3. 23）。

4 第15条（教員団体）[全文改正 2007. 12. 21]

- ①教員は相互協同し、教育の振興と文化の暢達に努力し、教員の経済的・社会的地位を向上させるため、各地方自治体と中央に教員団体を組織することができる。
- ②第1項による教員団体の組織に必要な事項は大統領令で定める。

(1) 教員団体の種類

現在、教員団体としては韓国教員団体総連合会(教総)、全国教職員労働組合(全教組)、韓国教員労働組合(韓教組、その他に教科教育のための教師会等の進歩的な教師運動団体等がある。

4 第16条（学校等の設立者・経営者）

- ①学校と教育施設の設立者・経営者は法令で定めるところにより教育のための施設・設備・財政及び教員などを確保し運用・管理する。
- ②学校の長及び社会教育施設の設立者・経営者は法令で定めることにより、学習者を選定し教育を行い、学習者の学習成果等の教育課程を記録して管理する。
- ③学校と社会教育施設の教育内容は学習者にあらかじめ公開しなければならない。

(1) 関係個別法規

幼稚園、初・中・高等学校、公民学校、高等公民学校、高等技術学校とこれらに準ずる各種学校の設立・運営において必要な施設・設備基準と学校法人が設立、経営する私立学校の経営に必要な財産の基準等に関する事項は「高等学校以下学級学校設立規定」（1997. 9. 23、大統領令第15483号）で規定されている。

また、教員の確保及び配置基準においては「初・中等教育法施行令」で規定されている。さ

らに、大学、産業大学、教育大学、専門大学及びこれらに準ずる各種学校の設立基準と大学を運営することにおいて、必要な施設、教員及び収益用基本財産などに関して必要な事項は「大学設立運営規定」（1996. 7. 26、大統領令第15127号）で規定されている。

5 第17条（国家及び地方自治体）[全文改正 2007. 12. 21]

国家と地方自治体は学校と教育施設を指導・監督する。

(1) 学校の種類

「初・中等教育法（§2）」で規定されている学校の種類は初等学校、公民学校、中学校、高等公民学校、高等学校、高等技術学校、特殊学校、各種学校である。「高等教育法（§2）」で規定されている学校の種類は大学、産業大学、教育大学、専門大学、放送大学、通信大学、放送通信大学及びサイバー大学、技術大学、各種大学である。

「教育基本法」で規定された学校以外の学校を設置、経営する場合として、特殊目的の学校があり、これは一般的に特別法により設置された学校を指す。現在、特別法により設置された学校としては「政府組織法」に根拠をおいた警察大学と刑務官学校、「少年法」による少年院、国家が設立、経営する学校として「士官学校設置法」による陸・海・空軍士官学校、「国防大学院設置法」による国防大学院、「統合参謀大学設置法」による統合参謀大学、「国軍組織法」による各種の軍事学校などを挙げることができる。

(2) 社会教育施設の種類の種類

社会教育とは「初・中等教育法」と「高等教育法」による学校教育を除いた国民の生涯教育のための全ての形態の組織的な教育活動を意味する。

社会教育施設の種類の種類については「生涯教育法」で規定されており、学校付設生涯教育施設、学校形態の生涯教育施設、社内大学形態の生涯教育施設、遠隔大学形態の生涯教育施設、事業場付設生涯教育施設、市民社会団体付設生涯教育、言論機関付設生涯教育施設、知識人材開発関連の生涯教育施設などが挙げられる。2013年現在、社会教育・生涯教育機関は下表のとおりである。

【表4-10】社会教育・生涯教育機関現況(2013年)

施設区分		機関数	プログラム数	学習者の数
総計		3,241	161,792	27,074,839
学校付設	幼・小・中等学校付設	12	109	3,283
	大学(院)付設	388	25,568	883,196
	小計	400	25,677	886,479
遠隔形態		781	47,702	23,123,612
事業場付設	流通会社	267	49,794	1,118,394

	産業体付設	31	1,088	118,496
	小計	298	50,882	1,236,890
	市民社会団体敷設	386	3,922	169,401
	言論機関敷設	203	3,853	119,007
	知識の人材開発の形	761	13,158	768,736
	生涯学習館	412(28)	16,598(1,543)	770,714(48,797)

出展：教育部2013年教育総計

※()は生涯学習館と重複する他の施設の数値として全体合計には含まれない。

※プログラムの数は1ヶ月以上及び1ヶ月未満のプログラムを合算したものである。

(3) 指導・監督権の内容

国家及び地方自治体の学校及び社会教育施設に対する指導監督権としては、事務監督権、報告徴収権、承認権と同意権、命令権、命令・処分を取り消し、停止権、廃校又は休業令、懲戒処分又は解職要求、奨学指導等が挙げられる。

第3節 第3章 教育の振興

1 17条の2 (男女平等教育の増進)

- ① 国家と地方自治体は男女平等意識をより積極的に実現できる施策を樹立・実施しなければならない。
- ② 国家及び地方自治体と第16条による学校及び社会教育施設の設立者・経営者は教育をする時に合理的な理由なく、性別により参加や恩恵を制限したり、排除するなどの差別をしてはならない。
- ③ 第1項による施策は、体育・科学技術など、女性の活動が脆弱な分野を重点育成できる教育的方案が含まなければならない。
- ④ 学校教育で男女平等増進のための学校教育過程の基準と内容など、大統領令で定める事項に関する教育部長官の諮問に応じるため、男女平等教育審議会を置く。〈改正 2008. 2. 29, 2013. 3. 23〉
- ⑤ 第4項による男女平等教育審議会委員の資格・構成・運営などに必要な事項は大統領令で定める。[全文改正 2007. 12. 21]

(1) 関係個別法規

この条項は憲法上の平等理念を教育関係法令の基本法である「教育基本法」に明示することにより教育における男女平等を実現するため男女平等教育の増進を目的に2000年1月28日に新設された。

男女平等教育審議会は委員長1人を含め20人以内の委員で構成され、その委員は男女平等と女性問題に関する学識と人徳を備えた者として、教育機関・研究機関・学界に従事する者及び市民団体(「非営利民間団体支援法 § 2」の規定による非営利民間団体)で推薦された者

の中から、教育部長官が委嘱する者、教育部・文化体育観光部・知識財政部・雇用労働部・女性家族部の3級公務員又は高位公務員団に所属する一般職の公務員の中から、該当機関の長が指名する者とする（「男女平等教育審議会規定 §3」）。

2 第17条の3（学習倫理の確立） [全文改正 2007. 12. 21]

国家と地方自治体は全ての国民が学業・研究・試験等、教育の全過程で要求される倫理意識を確立できるよう、必要な施策を樹立・実施しなければならない。

(1) 改正目的

本条では最近社会問題になった大学修学能力試験における不正行為問題、大学社会で非難の対象となっている盗用など非倫理的な問題などを根絶・改善するため、国家及び地方自治体に対して学習倫理を確立できるように必要な施策を樹立・実施するようにしている。

3 第17条の4（健全な性意識涵養） [全文改正 2007. 12. 21]

①国家と地方自治体は学生の尊厳な性を保護し、学生に性についての善良な情緒を涵養させるように必要な施策を樹立・実施しなければならない。
 ②第1項による施策は学生個人の尊厳と人格が尊重される教育的方案と男女の性の特性を考えた教育・便益施設の準備が含まなければならない。

4 第18条（特殊教育） [全文改正 2007. 12. 21]

国家と地方自治体は身体的、精神的・知的障害等で、特別な教育的配慮が必要な者のための学校を設立・経営し、彼らの教育を支援するために必要な施策を樹立・実施しなければならない。

(1) 特殊教育対象学生数及び特殊学級の推移

1971年12月31日に制定された「特殊教育振興法」を廃止し、新しく2007年5月25日に体の不自由な人等に対する「特殊教育法」（法律第8483号）を制定して施行している。

一方、特殊教育支援対象者の統合教育を促進させるため、一般学校の長は、統合教育に必要な教育課程の調整、補助人材の支援などを含む統合教育計画を樹立、施行し、特殊学級を設置・運営し、必要な施設・設備及び教材・教具を備えるようにしている（特殊教育法 §21）。

2013年現在、統合教育のため一般学校に設置された特殊学級は8,981学級で、前年比467学級(5.5%)増加、特殊教育対象の学生は47,795人で前年比1,131人(2.4%)増加している。

【表4-11】 年度別一般学校の特修学級及び学生現況

（単位：個・名）

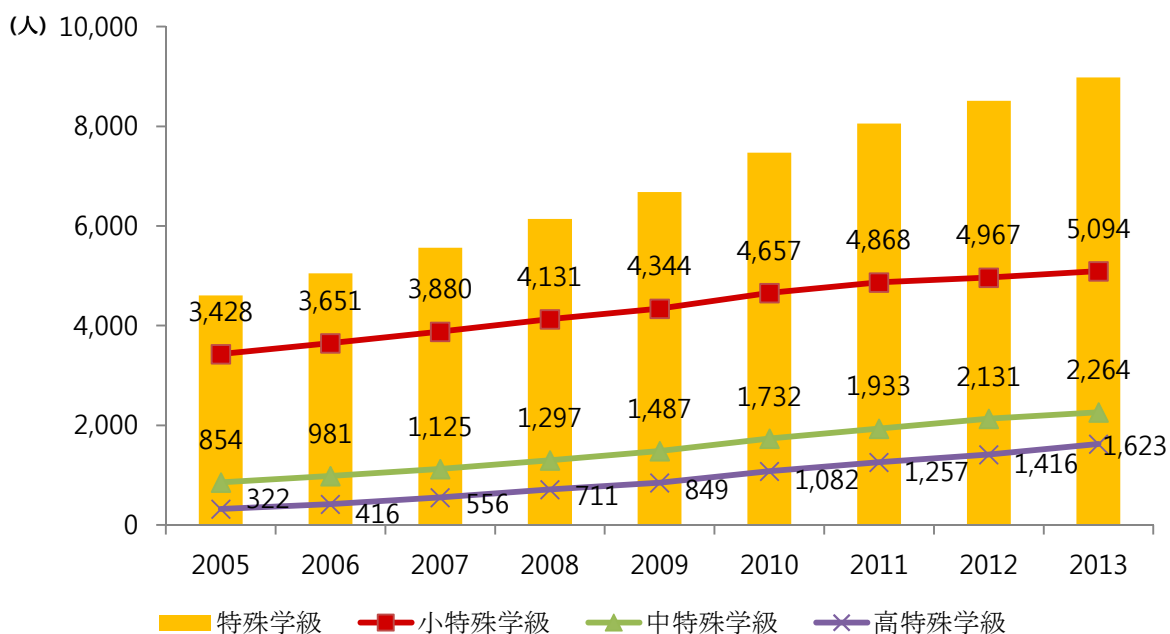
区分	計		小学校		中学校		高校	
	特殊学級	学生	特殊学級	学生	特殊学級	学生	特殊学級	学生
2013	8,981	47,795	5,094	22,877	2,264	13,052	1,623	11,866

2012	8,514	46,664	4,967	23,218	2,131	12,603	1,416	10,843
2011	8,058	45,749	4,868	24,178	1,933	11,803	1,257	9,768
2010	7,471	44,257	4,657	24,460	1,732	10,921	1,082	8,876
2009	6,680	40,451	4,344	23,327	1,487	9,639	849	7,485

出展：教育部 2013年教育統計

学校級別としてはそれぞれ小学校127学級(2.6%)、中学校133学級(6.2%)、高校207学級(14.6%)が2012年度に比べ増加した。このように特殊学級が増加した原因は障害学生の無償・義務教育の拡大と統合支援等の強化施策の影響が大きかったものと思われる。

【図4-5】年度別特殊学級推移



5 第19条 (英才教育) [全文改正 2007. 12. 21]

国家と地方自治体は学問、芸術また、体育の分野で才能が優秀な者の教育に必要な施策を樹立・実施すること。

(1) 英才教育振興総合計画

才能に秀でた者を早期に発掘し、能力と素質に合う教育を行うことにより、個人の自我実現を図り、国家社会の発展に寄与するため、2000年1月28日「英才教育振興法」(法律第6215号)が制定され施行されている。「英才教育振興法」に加え「英才教育振興法施行令」制定(2002. 4)と第1次英才教育振興総合計画(2002～2007)と第2次計画(2008～2012)の樹立も行われた。

2013年、朴槿恵政府の出帆と共に創造経済を牽引する創造人材の育成方案のため第3次英才教育進行計画(2013～2017)が発表された。内容は、疎外階層の英才教育対象者の大幅拡大 2.46%(2012年)→10%(2017年)、国家標準モデル提供及び評価とコンサルティング強化による質的向上、英才教育総合データベース(GED : Gifted Education Database)の拡大・改編等である。

6 第20条 (幼児教育) [全文改正 2007. 12. 21]

国家と地方自治体は幼児教育を振興させるため必要な施策を樹立・実施しなければならない。
--

(1) 幼児の定義及び関連法規

韓国の「幼児教育法」では幼児を満3歳から小学校の就学前までの子供とし(§2①)、幼稚園を幼児の教育のため同法により設立・運営されている学校とし(§2②)、保護者を親権者、後見人、その他の者として幼児を事実上保護する者と定義している(§2③)。

また、幼児教育法では国家及び地方自治体は保護者と共に幼児を健全に教育する責任を負うことを規定しており(§3)、幼児教育法(§4①)及び乳幼児保育法第2条により保育に関する事項を審議するため国務総理所属に幼児教育・保育委員会を置き、幼児教育に関する政策及び事業の企画・調査等に関する事項を審議するため教育部に中央幼児教育委員会を置き、市・道教育庁に市・道幼児教育委員会を置くこととされている(§5①, 2013年改正)。

(2) 幼稚園と保育機関の統合に関する論争

朴槿恵政府の国政課題で、若い保護者の最大関心事である幼稚園と保育機関の統合(以下「幼保統合」という)が事実上の漂流している。韓国政府が2014年2月出した統合案は2016年までに保育機関と幼稚園間の教育課程統合、評価及び機関認証体系の一元化、教師の質向上等を段階的に施行するものである。

しかし、幼保統合の当事者である幼稚園と保育所の関係者はそれぞれ自己の利益だけを考え、関連政府部処は統合よりも利益争いに奔走しているからである。法案を通じて幼保統合の土台を作る国会も方向をつかめず、攻防ばかり繰り返している。

要は両機関が持つ問題を制度的に改善できるかどうかである。保育を重点的に行う保育所の最も大きい問題点は教師の質と待遇の問題である。専門大学以上の幼児教育の専門教育を受けた教師が教える幼稚園とは違い、保育所の教師は高卒以上の学歴でも教師の資格を取れる。このため、保育所の教師は幼稚園の教師に比べ著しく低い給与を貰い、劣悪な環境で働いている。勤務時間も最少12時間で、幼稚園教師とは多くて4倍の差がある。待遇が悪いため、良質の教育サービスが難しい悪循環が繰り返される。

また、私設幼稚園は費用に比べ、教育の質が低いという不満が提起されている。保育所は広域団体長が費用上制限を決め費用を制限することができるが、私設幼稚園の場合は園長が授業料を自律的に決定する。韓国の政府が子供一人当たり補助金を機関に支給するのは同じだが、幼稚園は費用を自身が追加で上乗せし料金をさらに受け取ることもできる。相対的に

高い授業料を払い幼稚園に通わせるが、安全問題、教育プログラムの質の低下の問題等が提起されてきた。

【表4-12】 幼稚園・保育所(保育施設)現況比較 (2013年7月末現在)

区分	保育園(保育施設)	幼稚園
根拠法律及び性格	乳幼児保育法(社会福祉施設)	幼児教育法(教育施設)
管理部処	保健福祉部—自治体	教育部—市・道教育庁
類型	国・公立保育施設、職場の保育施設、法人保育施設と民間保育施設、家庭保育施設、保護者協同保育施設	国立・公立・市立幼稚園
利用対象及び現況	0～5歳、計42,527カ所、1,487千人	3～5歳、計8,538ヶ所、614千人
運営時間	12時間(7:30～19:30)+時間の延長	3～5時間(午前)+時間の延長(選択)
教師資格・養成	保育教師1・2・3級 (高卒以上、単位制)	幼稚園教師1・2級及び準教諭 (専門大卒以上、学科制)
設立方法	市長・郡守・区庁長認可	市・道教育監認可
施設基準	原則1階、遊び場3.5㎡/名等	1、2階、遊び場3.5㎡(40人以下)など
室内面積	1人当たり4.29㎡以上	1人当たり3.3㎡以上
教育費・保育料	広域団体長決定(費用上限制)	園長の自律決定(引き上げ率統制予定)
政府支援総額	総8.3兆ウォン (国費4.1兆ウォン)	総4兆ウォン (地方教育財政交付金)
政府支援保育料 (保護者/施設)	0歳75万ウォン、1歳52万ウォン、2歳40万ウォン、3～5歳22万ウォン (39/36) (35/17) (29/11) (22/0)	

出展：「マネートゥデー 2014. 6. 25」インターネット新聞記事

(3) 幼保統合に対する当事者の要求

幼保統合は結局、保育と教育の質を高めることに帰結するため、費用の投入が不可避となる。利害当事者の要求は殺到しているが、財源は限られている。

保育所は教師の待遇改善に向けた国家支援が優先だと主張する。政府の支援を通じて劣悪な環境を改善し、教師の質を向上してこそ、幼保統合が可能ということだ。

幼稚園はどうかと言えば、経営に対する自律性を要求する。手足を縛ったまま幼保統合をする場合、政府規制ばかり増えるという懸念である。特に私設幼稚園の場合、剰余金が発生しても、それを自律的に使用できない現会計基準について大きく反発している。

部処間の利益問題も政府が越えなければならない課題である。保育所は現在、社会福祉機関で保健福祉部の管轄だが、幼稚園は教育機関で教育部の管轄である。幼保統合により乳幼児施設がいずれも教育機関に移行される場合、教育部に全ての権限と予算が入る公算が

大きい。

利害関係者の数年間に渡る葛藤は解決されていない状態であり、幼保統合についての方向性を韓国政府が明快に提示しない限り、幼保統合に対する葛藤はさらに続くというのが衆論である。

7 第21条（職業教育）〔全文改正 2007. 12. 21〕

国家と地方自治体は全ての国民が学校教育と社会教育を通じ、職業に対する素養と能力を啓発するための教育を受けられるよう必要な施策を樹立・実施しなければならない。

(1) 職業教育訓練促進法

本条と関連する法令としては、21世紀の世界化・情報化時代に備えた新たな職業訓練体系を構築するため職業教育と職業訓練の連係運営を図り、職業訓練の効率性と質を高めることで、全ての国民に素質と適性に合った多様な職業教育訓練の機会を提供し、国民の生活水準の向上と国家経済の発展に寄与するため1997年3月27日に制定された「職業訓練促進法」（法律第 5316号）を挙げることができる。

8 第22条（科学・技術教育）〔全文改正 2007. 12. 21〕

国家と地方自治体は科学・技術教育を振興させるために必要な施策を樹立・実施しなければならない。

(1) 関係個別法規

本条と関連する法律としては、2001年1月16日に科学技術発展のための基盤を調整し、科学技術を革新し、国家経済力を強化させることにより国民経済の発展を図り、さらに国民の暮らしの質向上と人類社会の発展に貢献するために制定された「科学術基本法」（法律第6353号）を挙げることができる。

なお、科学教育を振興させる新たな教育の施策を整えるため、1967年3月30日に「科学教育振興法」（法律第1927号）が制定されている。

9 第22条の2（学校体育）〔全文改正 2007. 12. 21〕

国家と地方自治体は学生の体力増進と体育活動の奨励に必要な施策を樹立・実施しなければならない。

10 第23条（教育の情報化）〔全文改正 2007. 12. 21〕

国家と地方自治体は情報化教育及び情報通信媒体を利用した教育を支援し、教育情報産業を育成する等、教育の情報化に必要な施策を樹立・実施しなければならない。

(1) 教育情報化促進施行計画

韓国では、1980年代中盤から情報化基盤を調整するための国家機関電算網事業が始まり、

1995年8月4日には「情報化促進基本法」(法律第4969号)を制定して、情報化国家の基礎を整えた。この情報化促進基本法は2009年5月22日に全部改正され、「国家情報化基本法」(法律第9705号)として施行されている。

また、教育部は毎年、教育情報化促進施行計画を樹立・施行している。この計画においては、全ての国民の情報活用能力を培養し、知識基盤社会の形成、優秀なIT人材の養成、eラーニング体制の導入を通じた学習選択権の強化、教育機会の拡大、階層間の情報の格差解消、生涯学習の具現を通じた教育福祉国家の建設を目標にしている。

(2) e-ラーニング概要

e-ラーニング(e-learning)はインターネット、有線網、ウェブ技術を活用し、学習者が家庭や学校などのインターネットに接続できる環境でサイバー空間を通じて行う学習である。教室で学習する場合と比べ、遠隔地でも教育を提供できる点、パソコン独特の教材が利用できる特徴がある。

EBS(韓国教育放送)の大学修学能力試験(修能)の講義とサイバー家庭学習がe-ラーニングの代表的な例だが、韓国政府は、私教育費の削減のため2004年からEBS修能講義を大学入試に反映するなど、積極的に支援している。

(3)EBS 大学修学能力試験(修能)講義

EBS(韓国教育放送公社/Educational Broadcasting System)で修能試験の受験生のために用意されたインターネット講義であり、公教育正常化を通じた私教育費の軽減対策10大課題の核心課題として2004年4月に開通した。TV講義とMS Windows, Apple mac, Android, iOS等の様々な運営体制を支援する講義が提供されており、講義に必要な教材は書店で販売されている。

修能の出題機関である韓国教育課程評価院では、教育部とEBSの協議に従い2010年から修能試験の問題について70%程度はEBS修能講義を応用した問題を出題することにした。2012年の会員数は4,053,552人で、2011年(3,878,142人)対比4.3%増加し、1日平均利用者数は2012年の基準で658,638人に至る。

(4)サイバー家庭学習

サイバー家庭学習は学生がインターネットを通じ、自ら学習できるように広域自治体の教育庁からレベルに応じた学習用コンテンツを無料で提供するオンライン学習サービスである。サイバー家庭学習サービスの形態のうち担任型(学級割当型、学級志願型、自律学習型)はサイバー教師がインターネット上で学級を開設し、学生と相互作用を通じて、学習を管理する方法で、自律学習形は学習者が自由にコンテンツを活用し、学習を進行する方法である。

サービスの対象は小学校の4年生から中学校の3年生で、教科は共通科目として主要な5教科(国語、社会、数学、科学、英語)であり、市・道別に特色あるサービスとして論述、英会話、折り紙等もある。

2005年3月、世界最初の国家単位学習サービスを市・道教育庁別に全国に開通し、会員数は4,477,108人(2012年基準)で、1日平均ログイン数は156,013人(2012年基準)である。

サイバー家庭学習を通じて、小中学生にレベルに合わせてコンテンツ及び学習指導を無償で提供し、補充学習の機会を拡大することで、公教育の充実化、私教育費の軽減及び教育格差の解消にも寄与している。

(5) e-ラーニング活用現況

韓国で私教育費の軽減と公教育の充実化に寄与していると評価されているe-ラーニングの活用状況は次表のとおりである。

【表4-13】 e-ラーニング活用現況・会員数 (単位:名)

区分	2010年		2011年		2012年	
	会員数	1日平均利用者数	会員数	1日平均利用者数	会員数	1日平均利用者数
EBS 修能講義	3,399,929	568,064	3,878,142	694,336	4,053,552	658,638
サイバー 家庭学習	2,918,025	329,697	3,568,015	228,150	4,477,108	156,013

出展: e-ナラ指標(教育部内部資料)

※EBS会員数: 当該年度12.31基準

1日平均利用者数: 当該年度 1.1~12.31利用者数の平均

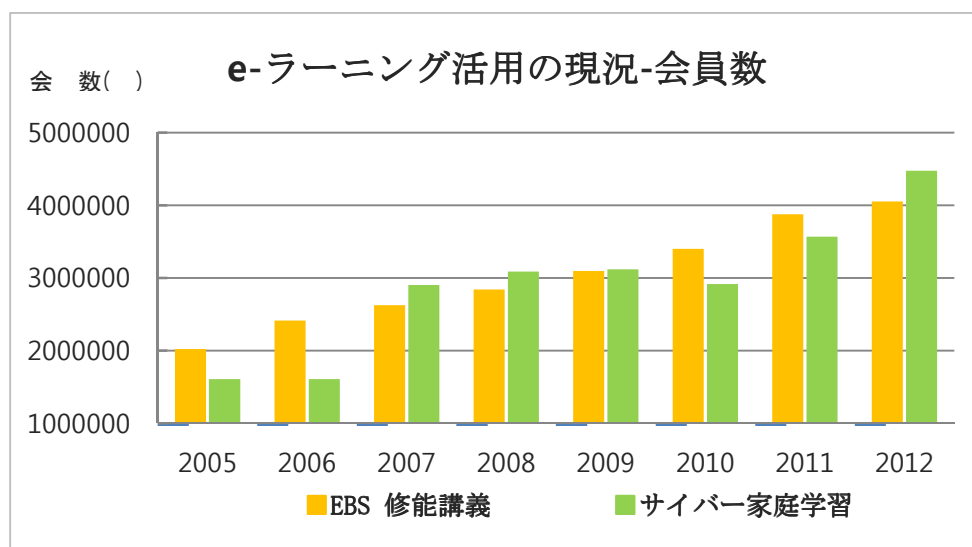
※サイバー家庭学習: (2011年以後)会員数:当該年度3~7月までの累積会員数

1日平均利用者数: 当該年度 3~7月までの利用者の平均

※2005年からe-ラーニング事業を本格的に実施

(EBS修能講義は 2004年から、サイバー家庭学習は2005年から全国単位サービス開始)

【図4-6】 年度別 e-ラーニング活用現況・会員数推移



11 第23条の2（学校及び教育行政機関業務の電子化）〔全文改正 2007. 12. 21〕

国家と地方自治体は学校及び教育行政機関の業務を電子的に処理できるように、必要な施策を整えなければならない。

(1) 改正意義

この条は教育の情報化推進過程において発生している教育行政システム(National Education Information System, NEIS(ナイス))による学生情報の処理可能可否についての議論を解消し、電子的処理が可能な業務領域を明確にするため、規定されたものである。

(2) 教育行政システム(NEIS)とは

教育行政システム(NEIS/ナイス)は、韓国の初等及び中等教育において1万余りの学校と181の地域教育庁、17の市・道教育庁、教育部をインターネットで連結し、教務学事、人事、会計など全ての教育行政業務を電子的に連携処理できるようにすることにより、教育行政の効率性と国民サービス向上のために構築された情報システムである。

(3) NEISの施行論難と推進過程

NEISの施行を控え、学生の身上資料をNEISへ移管し、統合管理することが個人情報と人権を侵害しかねないという議論が巻き起こり、NEISが施行された後も全教組を始め、一部の教師と保護者はNEISの施行を拒否してきた。

結局、2003年5月、国家人権委員会はNEISの27個の領域のうち、3つの領域(校務・学事、保健、入(進)学)が憲法上の権利及び国際人権協約の基準に違反したと判断し、この3つの領域をNEISから除外することを勧告した。これについて、7月に国務総理傘下の教育情報化委員会が設立され、NEISを白紙の状態ですべて再検討し、実施可否を再度決定することにした。しかし、2004年度の大学入試を控え、一部の大学が全国の高校に学生簿の電算資料をNEIS形態に一元化することを要求し、教育部もNEISの強行を推進しようとしたため再び反対世論が起き論議は続いた。

結局、2003年12月15日、国務総理室傘下の教育情報化委員会は全体会議を開き、NEISの関連27個の領域のうち、人事など24個の領域は従来の統合システムで管理し、教務・学事(学校生活記録簿)、保健(健康記録簿)、入学・進学など3つの領域はデータベース(DB)サーバーを16個の市・道教育庁別に置くが、学校別、グループ別に独立サーバーに分け、運営する案を満場一致で確定した。

その後、教育部と全教組、教総などの教育団体は2004年11月末、3つの領域の新しいシステムを2006年3月から本格的に運営することに合意し、システム・電算室の設置など、物的基盤構築と応用ソフトウェア開発・検証など作業を進め、2005年3月から2006年2月の末までソウル・京畿の2つの教育庁と132校で、新しいシステムを1年間試験運営した。

そして2006年3月から学生の個人情報と人権の保護のため、NEISから校務・学事、保健、入学・進学など3つの領域を分離した新たな情報システムが本格的な運営に入った。

(4) NEISの長所・短所

27個の分野に教育行政業務を統合管理するシステムであるNEISの長所は次のように要約できる。第一に、保護者が直接学校を訪問しなくてもインターネットを通じて卒業証明書、成績証明書、教育統計現況、学生情報等、各種情報を簡単に確認できる。第二に、学校生活記録簿等、学生指導に必要な資料が小学校から高校まで累積管理できるため、教師がより効率的、体系的に学生の指導を行うことができ、多様な教育活動を行うことができる。第三に、手作業や資料の収集等にかかる時間と業務量が大幅に削減され、基礎資料を即座に提供できることで迅速な意思決定はもちろん、信頼性ある教育政策を推進することができる。

これを利用対象別に考えてみると、まず保護者・請願人は各種請願の申し込み、教育統計現況、教育政策、学生情報を照会できる。また、教育部はインターネットを利用して教育政策を樹立、示達し、教育政策の施行結果及び教育統計を分析することができる。市・道及び地域教育庁はインターネットを通じて教育政策を施行・管理・分析し、予算、会計、人事及び物品、その他の行政業務を行うことができる。さらに、各学校はインターネットを通じ、教務・学事、学校会計及び物品、保険と給食業務等を処理することができる。

一方で、政府が個人の身上情報を合法的に収集・管理するのは明らかな人権侵害であり、記録された情報が流出した場合、商業的に利用される恐れがあり、またこのシステムが教師を統制または圧迫する手段にもなるということが短所と指摘される。

(5) NEISの業務領域

NEISにおける27個の業務領域を具体的に表示すると次表のとおりである。

【表4-14】 教育行政情報システム(NEIS)の業務領域(27個)

単位業務	細部内容
企画	主要業務、機関評価
公報	報道資料管理
法務	法律情報、判例情報、法令質疑解釈
監査	監査計画及び結果、監査の現況分析、監査資料共有、サイバー監査
財産登録	財産登録対象及び内訳管理、財産申告
入(進)学	小学校就学、中学校入学、高校入学など
教育統計	学校現況、学生現況、教員現況、施設現状、主要業務統計など
奨学	教育課程、研究学校、奨学情報、学生行事管理、研究大会など
教務・学事	学校教育課程、学籍、成績、学生生活記録簿、学生生活、教科用図書
検定試験	願書受付、成績処理、試験場管理、合格処理及び各種統計の算出
生涯教育	生涯教育施設及び教育プログラム管理、塾や教習所の管理
保健	学校保健室管理、学校環境管理、健康記録簿及び保健統計
体育	学校体育施設管理、運動部と選手管理、各種現況及び統計管理
教員人事	任用試験、人事記録、任用発令、号俸、電報、評定、昇進、研修、賞勲及び懲戒、服務、期間制教師、専門職の採用や資格検定管理

一般職人事	任用試験、人事記録、任用発令、号俸、評定、昇進、研修、賞勲及び懲戒、服務
給与	月給、年俸制、祝日休暇費、年次補償費、成果賞与金、年末精算、寄与金、健康保険、国民年金、雇用保険
請願	諸証明、有期限請願、陳情、建議、質疑、情報公開、現状統計など
非常計画	民防衛編成、民防衛解除、民防衛教育訓練、公益勤務要員編成、公益勤務要員管理
法人	法人情報、予算・決算、法人台帳
施設	施設事業管理、学校施設の承認、学校施設使用承認、施設維持管理、施設の現状、収容計画
財産	共有財産管理計画、財産台帳管理、使用許可/貸付管理、廃校財産活用管理
物品/教区/ 機材	取得/運用管理、財物調査、需給計画、教具基準案管理、教具の現状管理、実験実習材料管理、資機材基準案管理、資機材の現況管理、資機材統計
予算	予算編成、予算の割り当て、予算繰越、予算運用、予算統計
会計	歳入、歳出、歳入歳出外現金、契約/差し押さえ、決算、資金
学校会計	予算、歳入、歳出、決算、歳入歳出外現金、税務管理、発展基金
給食	学校給食の統計、給食管理、給食外管理、給食分析
システム	コード管理、システムの連携、セキュリティ、ユーザ認証及び権限管理、ログ管理、インターフェイス管理、配置作業管理、業務処理の承認管理

12 第23条の3（学生情報の保護原則）[全文改正 2007. 12. 21]

学校生活記録などの学生情報は教育的目的として収集・処理・利用及び管理されなければならない。

父母等保護者は子女等の被保護者についての第1項の学生情報を提供を受ける権利を持つ。

第1項による学生情報は法律で定める場合以外には、該当の学生(学生が未成年者の場合には学生及び学生の父母等保護者)の同意なく、第3者に提供してはならない。

13 第24条（学術文化の振興）[全文改正 2007. 12. 21]

国家と地方自治体は学術文化を研究・振興させるため、学術文化施設設置及び研究費支援等の施策を樹立・実施しなければならない。

(1) 学術振興法の制定

学術発展を促し、国家と社会発展に寄与するため、1979年12月28日に「学術振興法」（法律第3205号）が制定された。この「学術振興法」の制定は全ての分野の基礎学問育成に対す

る韓国政府の支援が一つの制度として定着する契機になったと評価されている。

14 第25条（私立学校の育成）[全文改正 2007. 12. 21]

国家と地方自治体は私立学校を支援・育成し、私立学校の多様で特性ある設立目的が尊重されるようにしなければならない。

(1) 私立学校法の概要

現在、私立学校の志願に関する法律として、私立学校の設立主体、その財産及び会計と監督、他の私立学校教員の資格と身分保障などを規定することにより、私立学校の健全な発達を図るため、1963年6月26日に「私立学校法」（法律第1362号）が制定された。

私学支援と関連し「私立学校法」では私立学校の健全な発達を図るため、国家及び地方自治体は教育の振興のため必要な場合には、私立学校教育の支援のため大統領令または当該地方自治体の条例で定めるところにより補助を申請した学校法人又は私学支援団体に対して補助金を交付したり、他の支援をするようにしている（§ 43）。

これを実施するため、1964年3月13日に「私立学校補助と援助に関する件」（教育科学技術部令第141号）が制定・施行された。また、私学振興財団を設立し私立学校の教育環境の改善を支援することによって私学教育振興に寄与するため、1989年3月31日に「私学振興財団法」（法律第4103号）が制定・施行されている。

(2) 私立学校法再改正の論難

2005年～2007年に進められた私立学校法再改正議論は、当時の執権与党であるヨルリンウリ党¹⁴の開放型理事制導入と理事会会議録公開などを義務化し、私学の透明性を高めるという趣旨の私立学校法の改正から始まった。

2005年私立学校法の改正では、開放型理事制の導入により理事陣の1/4以上が学校運営委員会（大学評議員会）の推薦する外部の人士で充てられることになった。また、理事長の配偶者・直系尊卑属などの親姻戚は学校長に任命することができず、理事会の構成においても親族関係にある者の比率は1/3から1/4に縮小された。さらに、内部監査が強化され、監査1人を学校運営委員会（大学評議員会）から推薦することになり、予算・決算の公示も義務化された。これに対しハンナラ党は反対を掲げたが、結局、2005年12月にその当時の執権与党のヨルリンウリ党の主導により常任委員会の議決を経ず、国会議長の職権上程という非常手段で私学法改正案を可決した。

私学財団側では「私立学校の自立性と自主性を侵害するな」「新入生の割り当てを拒否す

¹⁴ 2003年11月11日立党した政党である。2004年4月15日行われた第17代総選挙で38.3%の得票率を上げ、国会議員299名のうち152名を当選させ、第1党に浮上した。ヨルリンウリ党は国会の過半を占めた後、国家保安法、私立学校法、言論関係法、過去史法の4大改革立法の処理を推進したが、野党の反対で志を遂げられず、2005年には巨大野党ハンナラ党に連立政府を提案したが断られた。地域主義求道の打破を大連立の名分と打ち出したが、むしろ改革陣営の分裂だけ招いたという指摘を受けた。

これをきっかけに背を向ける人が増え、2007年大統領選挙の直前には支持率が急落した。ゆえに、民主党との合党を要求する声が大きくなり、ついに統合派の議員が集団脱党することにより、国会の過半を維持することに失敗してしまう。以後、2007年8月に大統合民主新党と合党、2008年2月に民主党と合党し統合民主党になった。2014年3月26日に統合民主党と新政治連合が合党し、新政治民主連合になった。

る」などと強く反対し、その当時の野党ハンナラ党¹⁵は「私学法無効闘争」という名目の下、17代国会出帆後、キリスト教財団と合流し、国会登院を拒否し、6ヵ月以上の場外闘争に乗り出した。これについて盧武鉉¹⁶大統領は談話を通じて「私学法を盾に年金法立法を遅延させるなどハンナラ党が民生を政略手段とする」とハンナラ党の態度を批判した。結局、1年6ヶ月余り、国会を破滅に追い込んだ私立学校法の再改正案が紆余曲折の末、2007年7月4日に処理された。

開放型理事制の導入と理事長の親姻戚の学校長任命禁止などを柱にした改正私立学校法が与野党の合意で再改正されたが、市民・教師・保護者団体は強く反発した。一部の団体は「無効闘争を繰り返して行く」と表明し、私立学校法をめぐる対立が再現される可能性も大きくなった。

進歩陣営団体が最も大きく反発するのは、開放型理事制¹⁸の「後退」である。学校運営委員会（大学評議員会）が全体理事の4分の1以上を推薦するとしていたが、再改正された法では、財団と学校運営委員会が「開放理事推薦委員会」を構成し、推薦委員の半分を学校運営委員会が推薦するようにした。一方、開放理事推薦委員会は開放理事定員の2倍の人数を推薦することになっており、任命は財団が行うので学校運営委員会の意向が反映されない可能性がある。つまり、ある学校に7人の理事がいれば、2人の開放理事を置くことができるが、開放理事推薦委員会で学校運営委員会側が2人、財団側が2人、計4人を推薦するとしても、財団が自身の推薦した理事2人を選択すると、事実上、学校運営委員会側の開放理事は入れなくなるということである。

また、再改正法が△学校法人理事長が他の学校法人の校長や理事長を兼職することを許容し △理事会の3分の2の賛成と管轄教育庁の承認により理事長の親姻戚も学校長になることができるようにし △臨時理事の任期を3年に制限した点も改正法の趣旨を失わせたとの指摘を受けている。

民主社会のための弁護士会、参与連帯等800余りの団体で構成されている私立学校改革国民運動本部（私学国本）は「3党野合と私立学校法を改悪させることにより、残ったものは歴史と民衆の峻厳な審判だけ」という声明を発表しており、「再改正私立学校法の無効化闘争を全面的に展開する」との報道¹⁷もあった。私立学校法再改正はいつまた爆発するか分からない議論で、今は一時、水面下に沈んでいる状態といえる。

(3) 私立学校の比重

韓国の私立学校は近代教育の成立後、公教育制度の一環として運営されており、開放(1945年)以後、急速に成長発展し、国家社会及び教育発展において大きな役割を果たしてきた。

¹⁵ 1997年11月21日 立党された韓国の政党。2002年、第16代大統領選挙で、民主党の盧武鉉候補に敗北したが、2007年12月、17代大統領選挙では、李明博候補が当選され、10年ぶりに集権与党になり、2012年2月13日、与党セヌリ党に党名を変更し、18代大統領選挙では、朴槿恵候補が大統領に当選した。

¹⁶ 盧武鉉 2002年新千年民主党の大統領候補で、第16代大統領に当選した。退任後、故郷の烽下村に帰郷したが、在任中、親姻戚の不正で調査を受けていたが、2009年5月23日、私邸の裏山で投身、死去した。

¹⁷ 2007. 7. 4 日字ハンギョレ新聞 ¹⁸外部からの理事導入

2013年現在韓国の教育において私立学校が占める比重は重大である。下表のとおり学校数を基準にすると、中学校の20.3%、高校の42.5%、専門大学の93.6%、大学の82.4%が私立学校であり、学生数を基準にすると、高校生のうち44.5%、専門大学生のうち97.9%、大学生のうち77.8%が私立学校に在学している。

【表4-15】 設立別学校数(2003年と2013年度) (単位: 開校)

区分	年度	計	国立	公立	私立(%)
幼稚園	2003	8,292	3	4,281	4,008(48.3)
	2013	8,678	3	4,574	4,101(47.3)
小学校	2003	5,463	17	5,370	76(1.4)
	2013	5,913	17	5,820	76(1.3)
中学校	2003	2,850	9	2,172	669(23.5)
	2013	3,173	9	2,520	644(20.3)
高校	2003	1,297	12	657	628(48.4)
	2010*	1,561	14	883	664(42.5)
専門大学	2003	158	7	9	142(89.9)
	2013	140	2	7	131(93.6)
大学	2003	169	24	2	143(84.6)
	2013	188	32	1	155(82.4)
大学院	2003	1,010	158	13	839(83.1)
	2013	1,200	230	9	961(80.1)

出展: 教育統計サービス、2013年

※高等学校は2011年よりそれまでの2つの類型(一般系高校、専門系高校)から4つの類型(一般高校、特教化高校、特目高校、自律高校)で分類(初・等教育法施行令 §76の2)

【表4-16】 設立別学生数(2003年と2013年) (単位: 名)

区分	年度	計	国立	公立	私立(%)
幼稚園	2003	546,563	269	120,592	425,702(77.9)
	2013	658,188	225	141,827	516,136(78.4)
小学校	2003	4,175,626	10,957	4,114,351	50,318(1.2)
	2013	2,784,000	9,798	2,733,287	40,915(1.5)
中学校	2003	1,854,641	6,512	1,470,487	377,642(20.4)
	2013	1,804,189	5,764	1,479,595	318,830(17.7)
高校	2003	1,224,452	9,293	569,439	645,720(52.7)
	2010*	1,496,227	11,084	818,737	666,406(44.5)
専門大学	2003	925,963	14,423	24,614	886,926(95.8)
	2013	757,721	2,536	13,483	741,702(97.9)

大学	2003	1,808,539	372,605	20,565	1,415,369(78.3)
	2013	2,120,296	458,081	13,287	1,648,928(77.8)
大学院	2003	272,331	79,832	3,622	188,877(69.4)
	2013	329,822	104,080	2,980	222,762(67.5)

出展：教育統計サービス、2013年

※高等学校は2011年よりそれまでの2つの類型(一般系高校、専門系高校)から4つの類型(一般高校、特性化高校、特目高校、自律高校)で分類(初・等教育法施行令 §76の2)

15 第26条 (評価及び認証制度) [全文改正 2007.12.21]

- ①国家は国民の学習成果等が公正に評価され、社会的に通用するように学力評価と能力認証に関する制度を樹立・実施できる。
- ②第1項による評価及び認証制度は学校の教育課程など教育制度と相互連携されなければならない。

(1) 単位認証制度の概要

韓国では、学校から受ける教育だけが社会的に認定され、学校外での教育は認定されていないので、「教育＝学校」という融通の利かない閉鎖的な概念が広く拡散されていた。このため社会の教育施設と資源が平等に活用されておらず、結果的に大学進学を煽ることで、昔からある大学入試に関する問題(大学に進学しなければ何もできないといった強迫観念など)を誘発させる要因という分析もある。

こういう非効率的な慣行を除いて、高校卒業者が正式の大学に通わなくても専門学士及び学士学位を取得できるようにする単位認証制度を行っている。この制度は学校の外での学習活動を単位として認め、これが累積され一定の基準を充足すれば学歴認証と共に学位を取得できる制度である。

こうした「単位認定などに関する法律」(法律第5275号)は1997年1月13日に制定・施行されている。

「単位認定などに関する法律」では、学歴認定と関連し、一定の単位を認められた者は、大学や専門大学を卒業した者と同じ水準以上の学歴があると認定 (§8) し、同法施行令の基準 (§13) では、大学卒業の学力は140単位以上、専門大学卒業の学力は80単位(「高等教育法施行令 §57①」により授業年限が3年の場合は120単位)以上と規定されている。

16 第26条の2 (教育関連情報の公開) [全文改正 2007.12.21]

- ①国家と地方自治体は国民の知る権利と学習権を保障するため、その保有・管理する教育関連情報を公開しなければならない。
- ②第1項による教育関連情報の公開に関する基本的な事項は別に法律で定める。

(1) 初・中等学校の公示対象情報

「教育関連機関の情報公開に関する特例法」(法律第8492号、2007.5.25制定・施行)で

は、初・中等学校の公示対象情報等に関連し、初・中等教育を実施する学校の長はその機関が保有・管理している情報を毎年1回以上公示するようにしている。

具体的な公示対象情報は、学校規則などの学校運営に関する規定、教育課程編成及び運営等に関する事項、学年・学級当たり学生数及び転入転出、学業中断など学生変動状況、学校の学年別・教科別学習に関する状況、校地・校舎など学校施設に関する事項、職位資格別教員現行に関する事項、予算決算内訳など学校及び法人の会計に関する事項、学校運営委員会に関する事項、学校給食に関する事項、学校の保健管理・環境衛生及び安全管理に関する事項、校内暴力の発生現況及び処理に関する事項、国家または市・道レベルでの学業成就度評価に対する学術的研究のための基礎資料に関する事項、学生の入学状況及び卒業生の進路に関する事項、その他教育環境及び学校の運営状態等に関する事項である(§5②)。

(2) 高等教育機関の公示対象情報

「教育関連機関の情報公開に関する特例法」では、高等教育機関の公示対象情報と関連し、高等教育を実施する学校の長はその機関が保有管理している情報を毎年1回以上公示するようにしている。

具体的な公示対象情報は、学校規則など学校運営に関する規定、教育課程編成及び運営等に関する事項、学生の選抜方法及び日程に関する事項、充員率・在学生数等学生現況に関する事項、卒業後進学及び就業現況等学生の進路に関する事項、専任教員の現状に関する事項、専任教員の研究成果に関する事項、予算決算内訳等学校及び団体の会計に関する事項、授業料及び学生1人当たりの教育費の算定根拠に関する事項、学校の発展計画及び特性化計画、教員の研究、学生に対する教育及び産学連携の現状、図書館及び研究に対する支援現況、その他の教育環境及び学校運営状態等に関する事項である(§6①)。

17 第27条 (保険及び福祉の増進)

- ①国家と地方自治体は学生と教職員の健康及び福祉を増進させるため必要な施策を樹立・実施しなければならない。[改正 2008. 3. 21]
- ②国家及び地方自治体は学生の安全な住居環境のために学生福祉住宅の建設に必要な施策を樹立・実施しなければならない。[新設 2008. 3. 21]

(1) 韓国教職員共済会

教育機関・教育行政機関又は教育研究機関の教育公務員、教員及び事務職員等に対する効率的な共済制度を確立することで、生活の安定と福祉増進を図るため、1971年に「韓国教職人共済会法」が制定、施行されている。

2013年現在、70万人の会員と24兆ウォンの資産を保有しており、高収益の確保のための、有価証券の投資のほか国家発展に寄与する民間投資社会間接投資(SOC)事業はもちろん、企業M&A等開発事業部門の投資拡大を通じ、国富の流出を止め、韓国経済を生かす国民企業として成長している。また、総合損害保険会社として向上するため社名を変えた「The-K 損害保険」及び国内最大規模の相助会社「The-K ライフ・イエダム」を通じて、教育家族の余裕ある安定的な暮らしを保障している(教職員共済会ホームページより抜粋)。

また、韓国教職員共済会では、法令と定款の規定に従い会員の在職中の不慮の事故や老後の生活安定のための事業、会員に対する貸与事業、各種福利厚生事業、基金調整のための事業収益事業など多様な事業を展開している。

(2) 学校給食の実施現況及び給食経費

学生の福祉増進に関連しては、1981年1月29日に学校給食に関する事項を規定することで学校給食を通じて学生の心身の健全な発達を図り、国民の食生活改善に寄与するため「学校給食法」（法律第3356号）が制定・施行されている。

下表のとおり2013年現在、韓国の小・中・高校で、全面(100%)給食が行われている。韓国の学校給食政策は、「量中心の拡大政策」から「質中心の充実化政策」に転換し、より安全で満足度の高い給食を提供していく努力を通じて教育福祉施策の中心軸として定着されていくと展望されている。

【表4-17】 学校給食実施現況

(単位：%)

区分		2004年	2006年	2009年	2012年	2013年
学校数比率	計	99.0	99.6	99.9	100.0	100.0
	小学校	99.9	100.0	100.0	100.0	100.0
	中学校	97.8	99.3	99.9	100.0	100.0
	高校	98.7	99.3	99.8	100.0	100.0
	特殊学校	94.3	95.1	98.0	100.0	100.0
学生数比率	計	92.5	95.6	98.5	99.5	99.5
	小学校	94.3	96.4	98.9	99.9	99.7
	中学校	94.7	97.8	99.5	99.8	99.7
	高校	85.8	91.3	96.6	98.7	98.8
	特殊学校	95.7	95.7	95.6	99.9	97.8

出展：e-ナラ指標(教育部内部資料)

※学校数比率=(給食実施学校数/全体学校数)×100

※給食学校比率：(1997年)58.4%→(2013年)100%、41.6%p↑

※給食学生比率：(1997年)38.5%→(2013年)99.5%、61.0%p↑

【表4-18】 2013年度学校給食経費

財源負担 (主体別)	保護者負担金	教育費 特別会計	自治体 支援金	その他	計
	17,818億ウォン (31.5%)	26,828億ウォン (47.5%)	10,636億ウォン (18.8%)	1,220億ウォン (2.2%)	56,502億ウォン (100%)
支出 (項目別)	食品費	人件費	施設設備費	燃費等	計
	32,228億ウォン (57.0%)	15,640億ウォン (27.7%)	4,185億ウォン (7.4%)	4,449億ウォン (7.9%)	56,502億ウォン (100%)

出展：e-ナラ指標(教育部内部資料)

※給食運営方式:直営給食11、313校(97.7%)、委託給食 262校(2.3%)

18 第28条 (奨学制度等) [全文改正 2007. 12. 21]

- | |
|--|
| <p>①国家と地方自治体は経済的な理由で教育を受けることが困難な者のための奨学制度と学費補助制度等を樹立実施しなければならない。</p> <p>②国家は次の各号に該当する者に学費やその他の必要な経費の全額又は一部を補助できる。</p> <p>ア 教員養成教育を受ける者</p> <p>イ 国家が特に必要とする分野を国内外で専攻・研究を行う者</p> <p>③第1項及び第2項による奨学金及び学費補助金等の支給方法及び手続き、支給を受ける者の資格及び義務等に関して必要な事項は大統領令で定める。</p> |
|--|

(1) 関係個別法規

「奨学金規定」(大統領令第1258号、1957年2月28日に制定・施行)では、奨学金の支給の基準として、中学生においては将来自然科学又は技術を専攻する者を特に重視し、高校生においては実業教育を受ける者と技術教育を受ける者をその支給対象者総数の100分の60以上とし、大学生においては自然科学を専門とする者と技術を専門とする者をその支給対象者総数の100分の70以上とし、大学院生においては自然系の教授要員及び研究要員として選抜された者を特に優先している(§5)。

19 第29条 (国際教育) [全文改正 2007. 12. 21]

- | |
|--|
| <p>① 国家は国民が国際社会の一員として、備えるべき素養と能力を育てることができるように国際化教育に努力しなければならない。</p> <p>②国家は外国に居住する同胞に必要な学校教育又は社会教育を実施するために必要な施策を整えなければならない。</p> <p>③国家は学問研究を振興させるため、国外留学に関する施策を整え、国外での韓国に対する理解と韓国文化を正しく伝えるための教育・研究活動を支援しなければならない。</p> <p>④国家は外国政府及び国際機構等との教育協力に必要な施策を整えなければならない。</p> |
|--|

(1) 関係個別法規

在外国民に国内教育課程に準ずる学校教育及び生涯教育を実施するために必要な韓国学校等、在外教育機関と在外教育団体の設立・運営及び支援等に関して必要な事項を定めるため2008年1月3日に「在外国民の教育支援等に関する法律」(法律第8164号)が制定・施行されている。

韓国は1950年に国際連合教育科学機構(UNESCO)に加入した。ユネスコ加盟によって得た国際的地位を考慮し、ユネスコ活動に政府と国民が積極的に協力し、教育・科学及び文化活動を通じて、国際連合憲章、ユネスコ憲章及び世界人権宣言の精神を実現するため、1963年4月27日「ユネスコ活動に関する法律」(法律第1335号)を制定・施行している。

おわりに

1949年12月31日に制定・公布された「教育法」は、長い間韓国の教育制度の根幹を形成し、全ての教育活動において、根本基盤と教育についての統合法としての役割を果たしてきた。しかし、1982年の「社会教育法」及び1991年の「地方教育自治に関する法律」の制定により、関連条項が削除されたことから、統合法としての位相が変化した。また、教育政策の変化など時代的状況の変化による38回の部分改正で法の解釈において論理的矛盾または重複が発生することもあった。しかも学習者中心及び生涯学習社会の到来などにより、複雑、多様に展開する教育需要者の欲求を充足させるべく、「教育法」改編の必要性が強く提起された。その結果、韓国の「教育法」は1997年12月13日「教育基本法」の新たな制定・公布により廃止された。

1997年、新しく制定された韓国の「教育基本法」は、従来の「教育法」の内容の中から教育に関する基本的な事項を中心に再構成したもののだが、国民の権利義務と国家及び地方自治体の責任を規定しているのが大きな特徴として挙げられる。教育の基本性格、基本原則、基本方向を設定した「教育憲章」とも言える。「教育基本法」では教育に関する基本的な事項を規定し、これを基にして学校教育法規と社会教育法規、国家及び地方自治体から特別に奨励する特殊教育、幼児教育、職業教育、科学教育、学術文化の振興、私立学校の育成、学校保健、奨学制度に関する個別法などで教育法を体系化することにより、教育に関する立法と法の適用及び解釈、教育制度の根拠と運営指針としての意味を持たせたものである。

「教育憲法」「教育憲章」「教育3法体系の完成」と呼ばれる現況の「教育基本法」と関係する多様な下位法律は韓国の教育が志向する望ましい目標、そしてこれを達成するための具体的な実践案、教育主体の役割などを規定することにより、教育発展に大きな役割を果たしてきたと言っても過言ではない。

それにもかかわらず、「私立学校法」改正議論や「幼児教育法」を巡る長い論争と葛藤からも分かるように、一部の教育関連法規や条項は社会的葛藤の象徴として残っている。

教育法の分化と発展にも関わらず、公教育の失敗論議は今でも続いており、教育法と遊離した教育の現実と言う批判もずっと続いている。教育関連法規の専門性や技術性は向上しているが包括的指導制は弱まっているという指摘もある。

また、日本の「教育基本法」改正過程は政治的背景の下で教育改革を裏付けるための法的根拠として成し遂げられたが、韓国の場合は1997年に「教育基本法」が制定された後、これまで教育基本法の準憲法的性格と教育理念についての法的検討は行われたことがない。これまで13回の改正があったが、それは教育政策実施のための現実的な必要性に根拠した部分的な改正だけであり、国家の教育改革政策や国家の政策方向と関連して根本的かつ本質的な改正が論議されたことはない。ゆえに一方では韓国「教育基本法」の準憲法的位相の確立と「教育基本法」に内在している教育理念に対する全面的な検討が要求され、可能ならば新たな国家状況と国際秩序に合う教育基本法の改正が必要だという指摘もある。

百年の計と言われる教育について、政権が変わるたびに政策が激しく変化する韓国において、教育に関する法改正や教育政策の変化がこれからどのような展開をみせるのか成り行きが注目される。

参考文献・ホームページ等

1 書籍・報告書等

2011. 法制処 研究要役報告書「教育基本法解説」(法制処)、2011年
朱大裕「韓日両国の教育法制比較研究」(慶尙大学大学院、修士学位論文)2012年
シン・ヒョンジク「教育法と教育基本法」(青年社)、2003年
ノ・ギホ「日本教育基本法の改定内容と特徴」(公法学研究、第8巻、第2号2007年)

2 ウェブサイト

教育部(<http://www.moe.go.kr/>)
教育通計サービス(<http://kess.kedi.re.kr/index>)
韓国教育開発院(<https://www.kedi.re.kr/>)
法制処 (<http://www.moleg.go.kr/main.html>)
国家法令情報センター (<http://www.law.go.kr/main.html>)
統計庁(<http://kostat.go.kr/portal/korea/index.action>)
学校アルリミ(<http://www.schoolinfo.go.kr/index.>)
e-ナラ(国)指標(<http://www.index.go.kr/>)
学術情報システム(<http://www.rinfo.kr/>)
文部科学省(<http://www.mext.go.jp/>)
韓国教職員共済会(<http://www.ktcu.or.kr/infor/ktcu.>)
ハンギョレ(<http://www.hani.co.kr/>)
マネーツデー(<http://www.mt.co.kr/>)
朝鮮日報(<http://www.chosun.com/>)

【執筆者】

一般財団法人自治体国際化協会ソウル事務所 調査チーム長 巖(オム) 泰浩(テホ)